

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 6 月15日提出
【計算期間】	第10期特定期間 (自 平成22年 9 月16日 至 平成23年 3 月15日)
【ファンド名】	フロンティア・ワールド・インカム・ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椛嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	
	年 2 回	日本	ファミリーファンド
	年 4 回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 6 回（隔月）	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ
	年12回（毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他（ ）	中南米	為替ヘッジ
不動産投信		アフリカ	
その他資産 （投資信託証券（債券 公債））		中近東（中東）	
		エマージング	あり（ ）
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

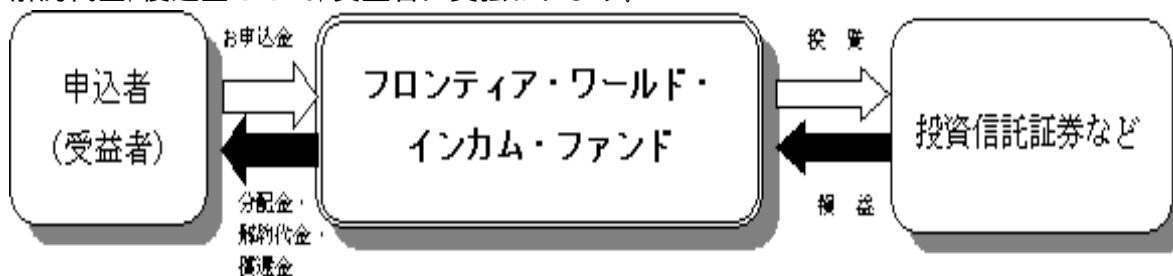
■属性の定義

その他資産 （投資信託証券 （債券 公債））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 公債に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

1. 外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。

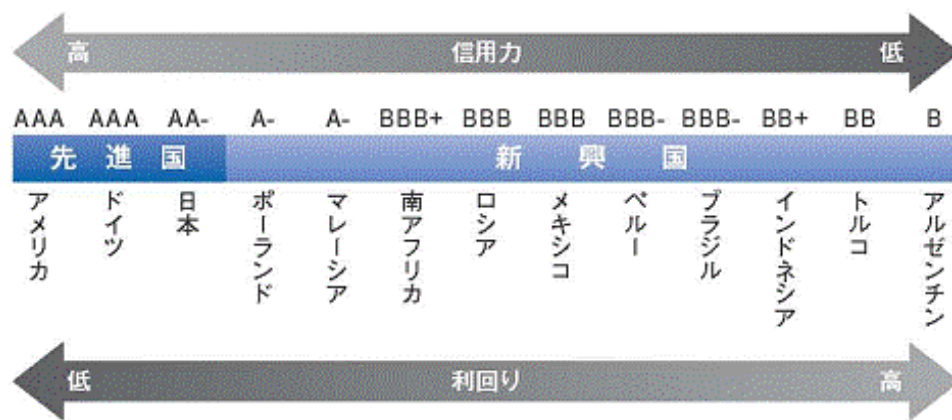
- ・新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。

新興国の例



上図は、一般的な新興国を例示したものであり、当ファンドが当該国に実質的に必ず投資することを意味するものではありません。また、上記以外の国に実質的に投資する場合があります。

- ・新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。



出所：スタンダード・アンド・ブアーズ社の外貨建長期発行体格付（平成23年4月末現在）に基づき新光投信作成。各国の格付けは、今後変更される可能性があります。

新興国は、先進国に比べ政治・経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変（経済危機、債務不履行（デフォルト）、政情不安、クーデター、重大な政治体制の変更、資産凍結などの規制導入、自然災害、戦争など）により市場混乱が生じた場合などには、新興国債券の価値が著しく下落することがあります。

2. 主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」（以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド）と国内籍投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」（運用：新光投信）に投資します。

詳しくは後述の「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドについて」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。

投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド の特色

- 新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。
- 米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。
- 対円での為替ヘッジは原則として行いません。

※新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドについて

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド（FTIML社）は、1985年に英国で設立された資産運用会社で、グローバルに資産運用業務を展開する米国独立系資産運用グループであるフランクリン テンプルトン インベストメンツ（設立：1947年、運用総資産：約58.3兆円）の一員です。FTIML社は、定性分析を重視したボトムアップ型の運用スタイルを採用し、また多様化するグローバル運用へのニーズに対応する運用体制を構築しています。

2011年3月末現在、1米ドル＝82.88円で換算。

資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

平成18年2月17日

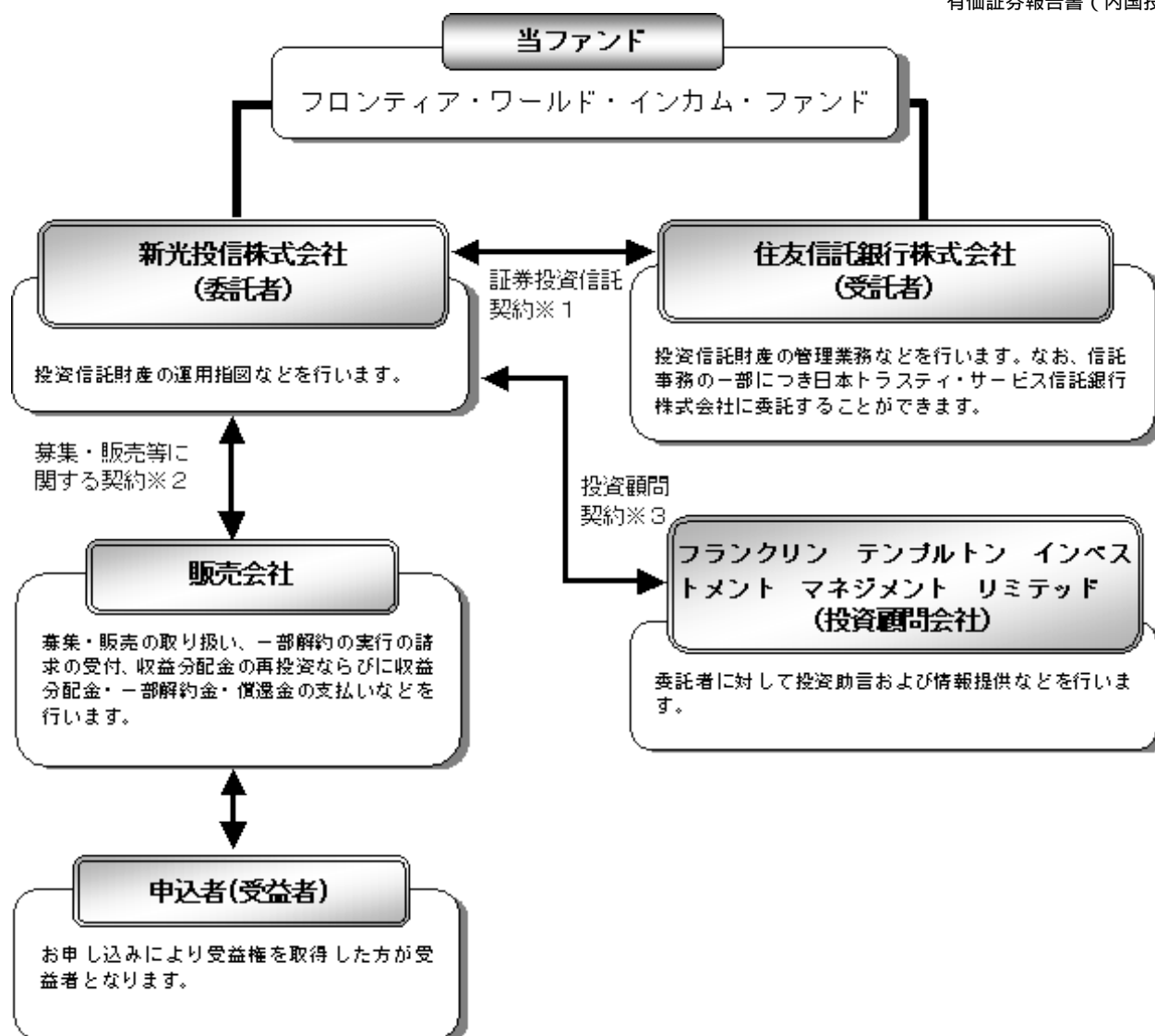
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年3月31日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

■当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



b．委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

（平成23年4月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b．運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関等が発行する債券に実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの円建受益証券（以下「ボンド・ファンド」といいます。）

内国証券投資信託（親投資信託） マネー・マーケット・マザーファンドの受益証券

上記の各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向等を勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。

投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

投資対象とする外国籍の投資信託証券への投資にあたっては、フランクリン テンブルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（八）主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。

外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマザーファンドの受益証券ならびに第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．ケイマン諸島籍外国投資信託 フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド（以下「ボンド・ファンド」といいます。）円建受益証券
- 2．証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券
- 3．コマーシャル・ペーパー

- ４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- ６．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号に掲げる外国投資信託の受益証券および第２号に掲げる証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）を以下「投資信託証券」といい、第５号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

１．ボンド・ファンドの概要

ファンド名	フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド（以下、当概要において「ファンド」といいます。）
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	ファンドは、高いインカム利回りと長期的な元本の成長を目的として、上場または非上場の新興諸国のソブリン債または準ソブリン債に主として投資を行います。
主な投資制限	・単一発行体または単一国の証券への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。 ・クレジットリンク債への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。 ・発行体格付けにおいて、ムーディーズ社またはスタンダード・アンド・プアーズ社のソブリン信用格付けがCaa1またはCCC+以下の証券または無格付けの証券への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドにおける証券の平均信用格付けは、ムーディーズ社またはスタンダード・アンド・プアーズ社の格付けにおいてB1またはB+以上とします。 ・ファンドにおける証券の平均デュレーションは、8年以下とします。
信託期間	150年
クローズド期間	なし
決算日	毎年５月31日
収益分配方針	受託会社は毎月３日（休業日の場合は翌営業日）に受益者に分配金を支払います。当該月次分配にかかわらず、投資顧問会社からの通知により受託会社は分配を行う場合があります。分配はネット・インカム収益とネット実現損益の合計の範囲内で行うことができますが、受益者の利益にかなうと判断される場合には純資産から分配を行うこともできます。
取得制限	ファンド・オブ・ファンズ以外の投資家には販売されません。

買い付け	副管理事務代行会社が取引日のシンガポール時間午後4時までに買付発注書を受け取った場合の買付価格は当該日の基準価額を使用しますが、当該期限を経過した後の申し込みに関する買付価格は翌取引日の基準価額となります。買い付けは1口以上となります。投資家は、3営業日以内に買付代金を支払います。
買い戻し	副管理事務代行会社が取引日のシンガポール時間午後4時までに買戻発注書を受け取った場合は、受益者は保有する口数の全てまたは一部を当該日の基準価額で買い戻しさせることができます。最低買戻単位は1口であり、買戻代金は3営業日以内に日本円で送金されます。
信託報酬等	運用報酬：純資産総額に対し0.40% その他報酬：純資産総額に対し0.15%（上限） その他報酬には、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管受託銀行報酬、監査報酬、法的費用が含まれます。
信託設定日	平成18年3月8日
関係法人	受託会社兼管理事務代行会社：BNY ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド 副管理事務代行会社：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店 保管受託銀行：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 投資顧問会社：フランクリン テンブルトン インベストメント マネジメント リミテッド

2. マネー・マーケット・マザーファンドの概要

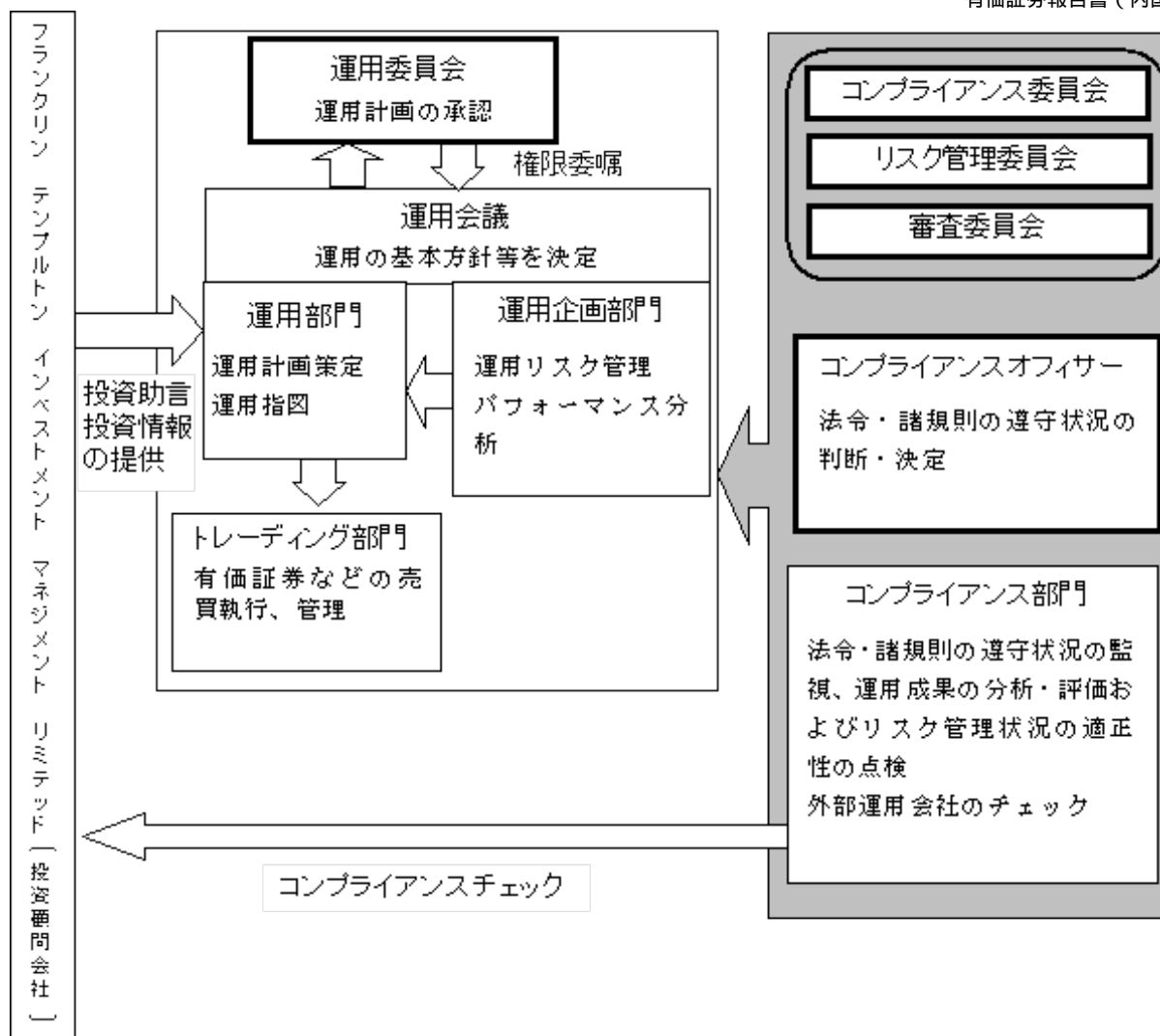
ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用方針	・主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ・ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年3月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成23年6月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（3）【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



上記は平成23年6月15日現在のものであり、今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）およびコンプライアンスオフィサー（1名）はこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a．収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．基準価額水準や市況動向等を勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 4．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたとき

は、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（二）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に新興国の公社債に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは、元本

が保証されているものではありません。

a．新興国のリスク

新興国は、格付機関より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。

新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。

その結果、ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。新興国債券投資には次のようなリスクがあげられます。

- ・政治・経済および社会情勢などの急変（経済危機、政情不安、重大な政策変更、自然災害、戦争など）により金融市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。
- ・新興国の信用力の变化や格付けの変更から、債券価格が大きく変動することがあります。また、債務不履行（デフォルト）などによる、元利金支払いの不履行や遅延などが生じる可能性もあります。新興国の現地通貨建ての債務は、国によって異なる法律に基づいて履行されるため、同一国が発行する他の債務との比較において、債務履行の優先順位が異なる場合があります。
- ・一般的に、新興国債券市場は先進国債券市場に比べ市場規模などが小さく、また法体系や金融インフラが未発達の場合もあるため、市況動向や取引量などの状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。
- ・一般的に、新興国の債券は先進国の債券に比べて高い利回りを提供する一方、債券価格の変動が大きくなる傾向があります。
- ・新興国の現地通貨市場は、比較的規模が小さく流動性に乏しい場合があります。投資環境の影響を受けやすく、為替相場の変動が大きくなる可能性があります。
- ・一方的に市場規制が発動された場合または金融市場の混乱により流動性が低下した場合、もしくは当ファンドに大量の解約申し込みがあり組入投資信託証券において債券売却などによる現金化が遅れた場合などには、当ファンドの解約代金の支払いに遅延が生じる可能性があります。
- ・金融市場の混乱などによる、投資信託証券の換金停止、取引所の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止など、やむを得ない事情があるときは、当ファンドの設定・解約の受付を行わない場合があります。

b．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の变化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。

c．為替変動リスク

当ファンドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券が投資する外貨建証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券にも実質的な投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる場合があります。

d．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたは当ファンドが組み入れている投資信託証券が売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。

g．投資信託に関する一般的リスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ヘ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります。上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

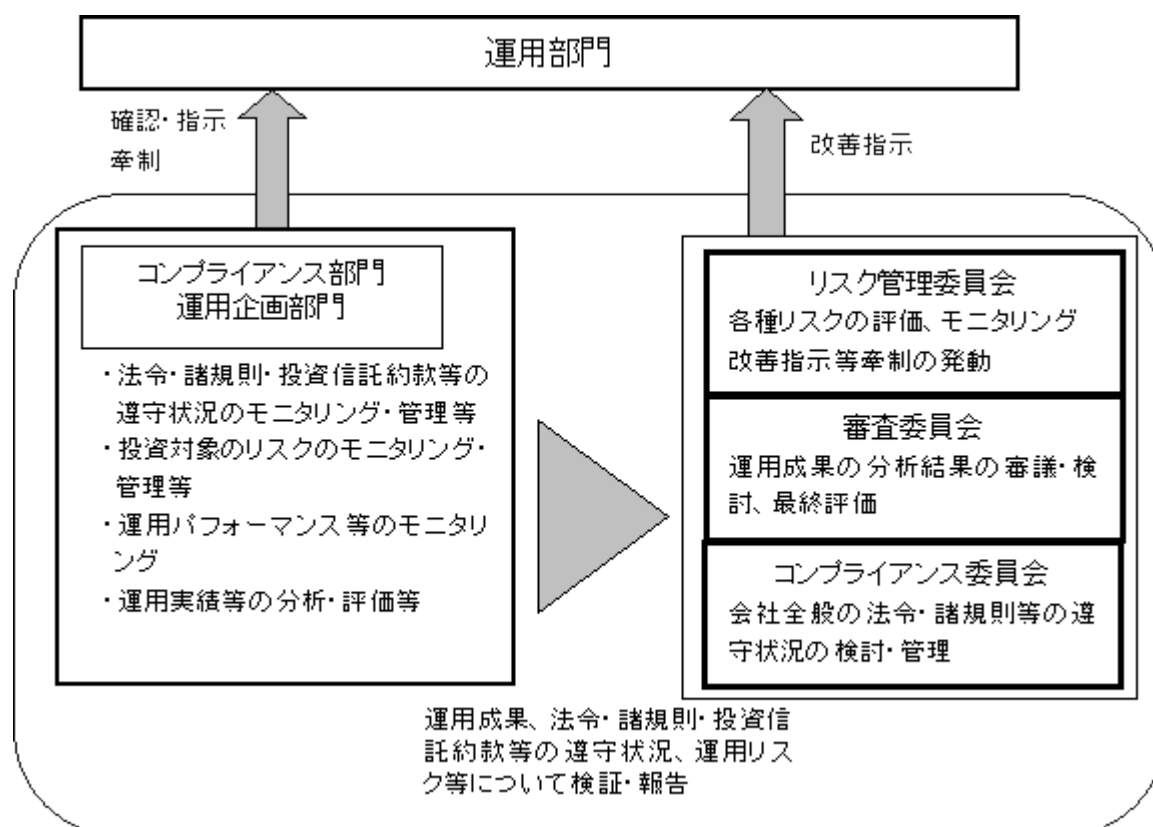
(ト) 当ファンドは、計算期間中に発生した経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）を超えて分配を行う場合があります。したがって、当ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の当ファンドの個別元本の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

（２）リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記のリスク管理体制は平成23年6月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除します。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の110.25の率（1.1025%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.4410%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.6300%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0315%（税込）

委託者の信託報酬には、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドに対する投資顧問報酬（純資産総額に対し年10,000分の5の率（0.05%））が含まれています。

なお、上記のほか、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬がかかります。

投資対象の外国籍投資信託証券における信託報酬を含めた当ファンドの実質的な信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して最大で年1.6525%（税込）程度となります。

	信託報酬率 （対純資産総額・年率）
当ファンド	1.1025%（税込）
フランクリン・テンプレートン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド	0.55%（上限）
合 計	1.6525%（税込、上限）程度

内国証券投資信託（親投資信託） マネー・マーケット・マザーファンドの信託報酬はありません。

上記の信託報酬の総額の上限は、フランクリン・テンプレートン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。ただし、この数値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、投資信託証券の組入状況に応じて実質的な信託報酬は変動します。

（４）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- b．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- c．当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、監査費用、弁護士費用、外国籍投資信託の設定に関する費用等がかかります。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- （ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- （ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成23年４月28日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		円		%
		ケイマン諸島	46,677,338,500	時価	93.9
		小 計	円 46,677,338,500	-	% 93.9
	親投資 信託		円		%
		マナー・マーケット マザーファンド受益証券 日 本	1,347,687,530	時価	2.7
		小 計	円 1,347,687,530	-	% 2.7
その他 資産	コール・ローン等	日 本 他	円 1,684,678,824	負債控除後の 取得価額	% 3.4
-	純資産総額		円 49,709,704,854	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資状況は以下のとおりです。

< マネー・マーケット・マザーファンド >

（平成23年 4 月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券		円		%
			日 本	1,339,828,512	時価	99.3
			小 計	1,339,828,512	-	99.3
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 8,855,305	負債控除後の 取得価額	% 0.7
-	純資産総額			円 1,348,683,817	-	% 100.0

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年 4 月28日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	数量 (口)	帳 簿 価 額		評 価 額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド受益証券	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	6,428,500	7,290	46,863,765,000	7,261	46,677,338,500	93.89
2	マネー・マーケット・マザーファンド受益証券	日本	親投資 信託	1,326,072,548	1.0162	1,347,554,923	1.0163	1,347,687,530	2.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成23年 4 月28日現在）

種 類	投資比率（%）
投資信託受益証券	93.89
親投資信託	2.71
合 計	96.61

株式業種別投資比率（平成23年 4 月28日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資資産は以下のとおりです。

< マネー・マーケット・マザーファンド >

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年4月28日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面（円）	帳簿価額		評価額		利率（％）	償還期限	投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）			
1	第156回国庫短期証券	日本	国債証券	500,000,000	99.98	499,932,224	99.98	499,932,224	0.0000	2011.06.10	37.06
2	第182回国庫短期証券	日本	国債証券	430,000,000	99.98	429,916,293	99.98	429,916,293	0.0000	2011.07.04	31.87
3	第169回国庫短期証券	日本	国債証券	410,000,000	99.99	409,979,995	99.99	409,979,995	0.0000	2011.05.09	30.39

種類別投資比率（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	99.34
合計	99.34

株式業種別投資比率（平成23年4月28日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	19,703,908,293	19,816,953,483	9,587	9,642
	第2期計算期間末	24,746,501,124	24,887,628,434	9,644	9,699
	第3期計算期間末	32,395,037,295	32,575,782,535	9,858	9,913
	第4期計算期間末	39,905,530,600	40,127,256,516	9,899	9,954
第2期特定期間	第5期計算期間末	46,740,642,607	46,994,748,783	10,117	10,172
	第6期計算期間末	54,644,277,005	54,940,842,796	10,134	10,189
	第7期計算期間末	70,465,218,515	70,878,278,453	10,236	10,296
	第8期計算期間末	85,653,906,855	86,150,549,433	10,348	10,408
	第9期計算期間末	99,346,682,003	99,919,206,605	10,411	10,471
	第10期計算期間末	109,261,101,823	109,908,150,103	10,132	10,192
	第11期計算期間末	129,907,485,745	130,658,717,018	10,376	10,436
	第12期計算期間末	152,318,213,032	153,180,216,475	10,602	10,662

第3期特定期間	第13期計算期間末	167,913,720,112	168,857,122,349	10,679	10,739
	第14期計算期間末	178,819,030,240	179,824,531,879	10,670	10,730
	第15期計算期間末	178,120,932,322	179,176,094,802	10,129	10,189
	第16期計算期間末	183,177,098,713	184,277,382,993	9,989	10,049
第4期特定期間	第17期計算期間末	197,030,741,398	198,173,408,866	10,346	10,406
	第18期計算期間末	194,711,323,881	195,891,358,280	9,900	9,960
	第19期計算期間末	202,147,186,514	203,359,697,690	10,003	10,063
	第20期計算期間末	205,282,690,468	206,551,867,516	9,705	9,765
	第21期計算期間末	206,279,856,580	207,580,582,606	9,515	9,575
	第22期計算期間末	192,249,699,238	193,560,150,046	8,802	8,862
第5期特定期間	第23期計算期間末	197,725,836,886	199,050,922,627	8,953	9,013
	第24期計算期間末	206,612,750,027	207,949,634,298	9,273	9,333
	第25期計算期間末	211,475,028,339	212,820,746,774	9,429	9,489
	第26期計算期間末	209,684,802,994	211,044,305,062	9,254	9,314
	第27期計算期間末	212,846,121,385	214,211,039,576	9,356	9,416
	第28期計算期間末	199,156,480,826	200,489,463,012	8,964	9,024
第6期特定期間	第29期計算期間末	156,706,628,643	157,999,530,035	7,272	7,332
	第30期計算期間末	122,058,930,231	123,290,829,664	5,945	6,005
	第31期計算期間末	109,202,298,114	110,411,876,760	5,417	5,477
	第32期計算期間末	110,596,023,400	111,804,943,888	5,489	5,549
	第33期計算期間末	108,869,183,101	110,036,615,108	5,595	5,655
	第34期計算期間末	103,758,129,909	104,840,786,227	5,750	5,810

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第7期特定期間	第35期計算期間末	109,920,094,125	110,964,766,542	6,313	6,373
	第36期計算期間末	110,779,937,954	111,797,758,585	6,530	6,590
	第37期計算期間末	117,607,952,373	118,607,533,246	7,059	7,119
	第38期計算期間末	108,803,577,642	109,782,400,458	6,669	6,729
	第39期計算期間末	115,214,995,464	116,180,878,737	7,157	7,217
	第40期計算期間末	111,901,537,394	112,852,060,865	7,064	7,124
第8期特定期間	第41期計算期間末	111,859,458,462	112,784,937,967	7,252	7,312
	第42期計算期間末	105,779,575,366	106,653,630,549	7,261	7,321
	第43期計算期間末	100,279,386,592	101,116,663,602	7,186	7,246
	第44期計算期間末	100,006,197,070	100,805,564,415	7,506	7,566
	第45期計算期間末	90,945,970,280	91,693,313,464	7,302	7,362
	第46期計算期間末	84,246,278,897	84,923,858,800	7,460	7,520
第9期特定期間	第47期計算期間末	82,820,074,987	83,455,764,819	7,817	7,877
	第48期計算期間末	76,998,823,731	77,610,863,407	7,548	7,608
	第49期計算期間末	71,239,419,184	71,820,291,545	7,359	7,419
	第50期計算期間末	65,877,104,078	66,430,171,631	7,147	7,207
	第51期計算期間末	62,993,109,182	63,526,231,659	7,090	7,150
	第52期計算期間末	58,780,060,269	59,292,730,462	6,879	6,939
	第53期計算期間末	57,534,496,695	58,032,084,720	6,938	6,998
	第54期計算期間末	55,855,428,818	56,336,401,679	6,968	7,028

第10期特定期間	第55期計算期間末	54,456,159,057	54,925,080,161	6,968	7,028
	第56期計算期間末	52,950,381,769	53,410,307,001	6,908	6,968
	第57期計算期間末	51,595,902,378	52,045,290,668	6,889	6,949
	第58期計算期間末 (平成23年3月15日)	49,883,591,246	50,324,118,180	6,794	6,854
平成22年4月末日		81,089,907,186	-	7,896	-
平成22年5月末日		72,351,843,460	-	7,362	-
平成22年6月末日		66,780,118,278	-	7,151	-
平成22年7月末日		64,082,185,346	-	7,137	-
平成22年8月末日		60,852,834,944	-	7,071	-
平成22年9月末日		58,733,831,007	-	7,023	-
平成22年10月末日		56,172,423,547	-	6,946	-
平成22年11月末日		55,467,996,452	-	7,071	-
平成22年12月末日		52,291,885,082	-	6,777	-
平成23年1月末日		51,395,558,396	-	6,811	-
平成23年2月末日		50,230,637,292	-	6,794	-
平成23年3月末日		50,258,359,451	-	6,937	-
平成23年4月末日		49,709,704,854	-	7,035	-

（注1）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

（注2）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成18年6月15日)	55円
	第2期計算期間 (平成18年7月18日)	55円
	第3期計算期間 (平成18年8月15日)	55円
	第4期計算期間 (平成18年9月15日)	55円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成18年10月16日)	55円
	第6期計算期間 (平成18年11月15日)	55円
	第7期計算期間 (平成18年12月15日)	60円
	第8期計算期間 (平成19年1月15日)	60円
	第9期計算期間 (平成19年2月15日)	60円
	第10期計算期間 (平成19年3月15日)	60円
第3期特定期間	第11期計算期間 (平成19年4月16日)	60円
	第12期計算期間 (平成19年5月15日)	60円
	第13期計算期間 (平成19年6月15日)	60円
	第14期計算期間 (平成19年7月17日)	60円

第4期特定期間	第15期計算期間 （平成19年8月15日）	60円
	第16期計算期間 （平成19年9月18日）	60円
	第17期計算期間 （平成19年10月15日）	60円
	第18期計算期間 （平成19年11月15日）	60円
	第19期計算期間 （平成19年12月17日）	60円
	第20期計算期間 （平成20年1月15日）	60円
	第21期計算期間 （平成20年2月15日）	60円
	第22期計算期間 （平成20年3月17日）	60円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第5期特定期間	第23期計算期間 （平成20年4月15日）	60円
	第24期計算期間 （平成20年5月15日）	60円
	第25期計算期間 （平成20年6月16日）	60円
	第26期計算期間 （平成20年7月15日）	60円
	第27期計算期間 （平成20年8月15日）	60円
	第28期計算期間 （平成20年9月16日）	60円
第6期特定期間	第29期計算期間 （平成20年10月15日）	60円
	第30期計算期間 （平成20年11月17日）	60円
	第31期計算期間 （平成20年12月15日）	60円
	第32期計算期間 （平成21年1月15日）	60円
	第33期計算期間 （平成21年2月16日）	60円
	第34期計算期間 （平成21年3月16日）	60円
第7期特定期間	第35期計算期間 （平成21年4月15日）	60円
	第36期計算期間 （平成21年5月15日）	60円
	第37期計算期間 （平成21年6月15日）	60円
	第38期計算期間 （平成21年7月15日）	60円
	第39期計算期間 （平成21年8月17日）	60円

	第40期計算期間 (平成21年9月15日)	60円
--	--------------------------	-----

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第8期特定期間	第41期計算期間 (平成21年10月15日)	60円
	第42期計算期間 (平成21年11月16日)	60円
	第43期計算期間 (平成21年12月15日)	60円
	第44期計算期間 (平成22年1月15日)	60円
	第45期計算期間 (平成22年2月15日)	60円
	第46期計算期間 (平成22年3月15日)	60円
第9期特定期間	第47期計算期間 (平成22年4月15日)	60円
	第48期計算期間 (平成22年5月17日)	60円
	第49期計算期間 (平成22年6月15日)	60円
	第50期計算期間 (平成22年7月15日)	60円
	第51期計算期間 (平成22年8月16日)	60円
	第52期計算期間 (平成22年9月15日)	60円
第10期特定期間	第53期計算期間 (平成22年10月15日)	60円
	第54期計算期間 (平成22年11月15日)	60円
	第55期計算期間 (平成22年12月15日)	60円
	第56期計算期間 (平成23年1月17日)	60円
	第57期計算期間 (平成23年2月15日)	60円
	第58期計算期間 (平成23年3月15日)	60円

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
------	-----	-----

第1期特定期間	第1期計算期間 （平成18年6月15日）	3.6%
	第2期計算期間 （平成18年7月18日）	1.2%
	第3期計算期間 （平成18年8月15日）	2.8%
	第4期計算期間 （平成18年9月15日）	1.0%
第2期特定期間	第5期計算期間 （平成18年10月16日）	2.8%
	第6期計算期間 （平成18年11月15日）	0.7%
	第7期計算期間 （平成18年12月15日）	1.6%
	第8期計算期間 （平成19年1月15日）	1.7%
	第9期計算期間 （平成19年2月15日）	1.2%
	第10期計算期間 （平成19年3月15日）	2.1%
第3期特定期間	第11期計算期間 （平成19年4月16日）	3.0%
	第12期計算期間 （平成19年5月15日）	2.8%
	第13期計算期間 （平成19年6月15日）	1.3%
	第14期計算期間 （平成19年7月17日）	0.5%
	第15期計算期間 （平成19年8月15日）	4.5%
	第16期計算期間 （平成19年9月18日）	0.8%
第4期特定期間	第17期計算期間 （平成19年10月15日）	4.2%
	第18期計算期間 （平成19年11月15日）	3.7%
	第19期計算期間 （平成19年12月17日）	1.6%
	第20期計算期間 （平成20年1月15日）	2.4%
	第21期計算期間 （平成20年2月15日）	1.3%
	第22期計算期間 （平成20年3月17日）	6.9%

特定期間	決算期	収益率
	第23期計算期間 （平成20年4月15日）	2.4%
	第24期計算期間 （平成20年5月15日）	4.2%

第5期特定期間	第25期計算期間 （平成20年6月16日）	2.3%
	第26期計算期間 （平成20年7月15日）	1.2%
	第27期計算期間 （平成20年8月15日）	1.8%
	第28期計算期間 （平成20年9月16日）	3.5%
第6期特定期間	第29期計算期間 （平成20年10月15日）	18.2%
	第30期計算期間 （平成20年11月17日）	17.4%
	第31期計算期間 （平成20年12月15日）	7.9%
	第32期計算期間 （平成21年1月15日）	2.4%
	第33期計算期間 （平成21年2月16日）	3.0%
	第34期計算期間 （平成21年3月16日）	3.8%
第7期特定期間	第35期計算期間 （平成21年4月15日）	10.8%
	第36期計算期間 （平成21年5月15日）	4.4%
	第37期計算期間 （平成21年6月15日）	9.0%
	第38期計算期間 （平成21年7月15日）	4.7%
	第39期計算期間 （平成21年8月17日）	8.2%
	第40期計算期間 （平成21年9月15日）	0.5%

特定期間	決算期	収益率
第8期特定期間	第41期計算期間 （平成21年10月15日）	3.5%
	第42期計算期間 （平成21年11月16日）	1.0%
	第43期計算期間 （平成21年12月15日）	0.2%
	第44期計算期間 （平成22年1月15日）	5.3%
	第45期計算期間 （平成22年2月15日）	1.9%
	第46期計算期間 （平成22年3月15日）	3.0%
	第47期計算期間 （平成22年4月15日）	5.6%
	第48期計算期間 （平成22年5月17日）	2.7%

第9期特定期間	第49期計算期間 （平成22年6月15日）	1.7%
	第50期計算期間 （平成22年7月15日）	2.1%
	第51期計算期間 （平成22年8月16日）	0.0%
	第52期計算期間 （平成22年9月15日）	2.1%
第10期特定期間	第53期計算期間 （平成22年10月15日）	1.7%
	第54期計算期間 （平成22年11月15日）	1.3%
	第55期計算期間 （平成22年12月15日）	0.9%
	第56期計算期間 （平成23年1月17日）	0.0%
	第57期計算期間 （平成23年2月15日）	0.6%
	第58期計算期間 （平成23年3月15日）	0.5%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。
 なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	20,611,071,000口	57,400,000口
	第2期計算期間	5,134,290,000口	28,450,000口
	第3期計算期間	7,289,660,000口	86,400,000口
	第4期計算期間	7,571,182,000口	120,150,000口
第2期特定期間	第5期計算期間	6,329,120,000口	441,800,000口
	第6期計算期間	8,129,860,000口	409,930,000口
	第7期計算期間	15,610,090,000口	687,820,000口
	第8期計算期間	14,275,070,000口	344,630,000口
	第9期計算期間	13,233,754,000口	586,750,000口
	第10期計算期間	13,138,350,000口	717,737,000口
第3期特定期間	第11期計算期間	18,570,632,329口	1,206,800,000口
	第12期計算期間	19,679,188,284口	1,217,160,000口
	第13期計算期間	15,384,005,601口	1,817,540,000口
	第14期計算期間	11,901,140,430口	1,551,240,000口
	第15期計算期間	9,661,398,710口	1,384,592,019口
	第16期計算期間	9,818,081,834口	2,297,781,760口
	第17期計算期間	9,574,698,028口	2,510,833,424口
	第18期計算期間	10,086,516,210口	3,858,694,299口

第4期特定期間	第19期計算期間	11,116,071,841口	5,703,275,625口
	第20期計算期間	13,109,078,113口	3,664,766,199口
	第21期計算期間	10,733,538,116口	5,475,375,037口
	第22期計算期間	8,080,474,196口	6,459,677,218口
第5期特定期間	第23期計算期間	7,540,776,368口	5,101,620,828口
	第24期計算期間	6,697,428,076口	4,731,006,520口
	第25期計算期間	7,574,720,265口	6,102,359,483口
	第26期計算期間	8,441,686,102口	6,144,414,059口
	第27期計算期間	8,706,640,006口	7,803,952,792口
	第28期計算期間	7,524,841,125口	12,847,508,679口
第6期特定期間	第29期計算期間	3,504,602,027口	10,184,734,334口
	第30期計算期間	1,476,432,803口	11,643,425,965口
	第31期計算期間	2,138,775,808口	5,858,906,957口
	第32期計算期間	7,356,871,325口	7,466,564,236口
	第33期計算期間	4,655,633,886口	11,570,380,806口
	第34期計算期間	2,801,101,293口	16,930,382,739口

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第7期特定期間	第35期計算期間	2,109,411,915口	8,440,062,132口
	第36期計算期間	3,179,603,297口	7,654,900,916口
	第37期計算期間	4,517,124,498口	7,557,084,129口
	第38期計算期間	4,045,965,540口	7,505,641,770口
	第39期計算期間	5,053,264,563口	7,209,855,024口
	第40期計算期間	3,796,295,759口	6,356,262,897口
第8期特定期間	第41期計算期間	1,055,202,618口	5,229,196,830口
	第42期計算期間	893,076,189口	9,463,796,575口
	第43期計算期間	647,031,484口	6,776,727,022口
	第44期計算期間	561,170,848口	6,879,448,332口
	第45期計算期間	568,590,037口	9,239,283,551口
	第46期計算期間	473,968,782口	12,101,182,283口
第9期特定期間	第47期計算期間	233,314,782口	7,214,993,305口
	第48期計算期間	350,317,532口	4,292,010,082口
	第49期計算期間	187,895,606口	5,382,448,111口
	第50期計算期間	168,849,543口	4,802,984,176口
	第51期計算期間	169,007,473口	3,493,186,928口
	第52期計算期間	197,705,364口	3,606,419,397口
第10期特定期間	第53期計算期間	143,259,745口	2,656,954,293口
	第54期計算期間	151,496,746口	2,920,690,757口
	第55期計算期間	576,539,830口	2,585,166,053口
	第56期計算期間	94,867,920口	1,594,179,844口
	第57期計算期間	151,539,365口	1,907,696,395口
	第58期計算期間	63,007,075口	1,539,899,737口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

2011年4月28日現在

< 基準価額・純資産の推移 >

2006年3月31日～2011年4月28日



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

< 分配の推移 >

2011年4月	60円
2011年3月	60円
2011年2月	60円
2011年1月	60円
2010年12月	60円
直近1年累計	720円
設定来累計	3,510円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

< 主要な資産の状況 >

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド	ケイマン諸島	日本円	93.89%
マネー・マーケット・マザー・ファンド	日本	日本円	2.71%
合計			96.61%

フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの状況(現地4月14日現在)

①組入公社債の上位5通貨

通貨	比率
米ドル	55.2%
ユーロ	15.6%
ブラジルレアル	4.3%
メキシコペソ	4.0%
トルコリラ	3.8%

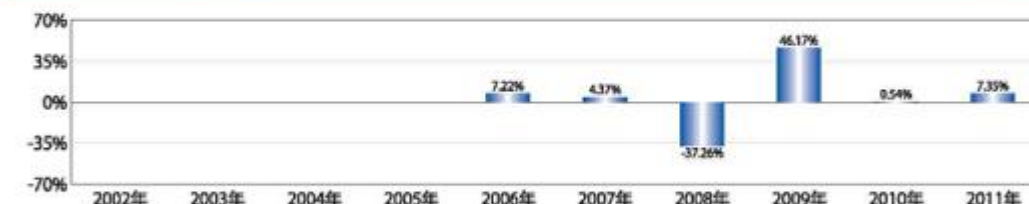
②組入公社債の上位5カ国

国・地域	比率
ナイジェリア	7.7%
ロシア	6.9%
カザフスタン	5.9%
ヨルダン	5.1%
ブラジル	4.3%

※フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッドからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

< 年間収益率の推移 >

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2006年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2011年については、年初から4月末までの収益率を記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「フロンティア・ワールド・インカム・ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

シンガポールの銀行の休業日

ケイマンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止すること、または既に受け付けた取得申し込みを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税

のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 受益者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を行えないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

シンガポールの銀行の休業日

ケイマンの銀行の休業日

(ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付が取り消された場合には、受益者は当該受付中止または取消以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止または取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせ

合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成28年３月15日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第47条第3項から第7項の規定にしたがいます。なお、この場合、約款第47条第4項および同条第5項に規定する「第1項」は、「第46条第8項」と読み替えるものとします。

（ロ）委託者は、信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ハ）委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行った「ボンド・ファンド」が償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

１．「ボンド・ファンド」の主要投資対象が変更となる場合

２．「ボンド・ファンド」の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

（ニ）委託者は、上記（イ）（ロ）（ハ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として、公告を行いません。

（ホ）上記（イ）（ロ）の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ヘ）上記（ホ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

（ト）委託者は、上記（ヘ）の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（チ）上記（ホ）から（ト）までの規定は、上記（ハ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合、または、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ホ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（リ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ヌ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ル）受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記

（イ）の規定にしたがいます。

c．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約（上記 a．（ハ）の場合を除きます。）または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各計算期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため

に必要な行為にかかる業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する90日前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第9期特定期間（平成22年3月16日から平成22年9月15日まで）及び第10期特定期間（平成22年9月16日から平成23年3月15日まで）について同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期特定期間（平成22年3月16日から平成22年9月15日まで）及び第10期特定期間（平成22年9月16日から平成23年3月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期特定期間末 (平成22年 9月15日現在)	第10期特定期間末 (平成23年 3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,833,288,757	2,092,524,786
投資信託受益証券	56,360,124,000	46,359,729,000
親投資信託受益証券	1,346,759,279	1,347,422,316
未収入金	-	699,400,000
未収利息	2,965	3,122
流動資産合計	59,540,175,001	50,499,079,224
資産合計	59,540,175,001	50,499,079,224
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	512,670,193	440,526,934
未払解約金	192,043,948	131,674,176
未払受託者報酬	1,573,361	1,230,195
未払委託者報酬	53,494,215	41,826,636
その他未払費用	333,015	230,037
流動負債合計	760,114,732	615,487,978
負債合計	760,114,732	615,487,978
純資産の部		
元本等		
元本	85,445,032,167	73,421,155,769
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,664,971,898	23,537,564,523
（分配準備積立金）	2,157,122,175	2,931,003,589
元本等合計	58,780,060,269	49,883,591,246
純資産合計	58,780,060,269	49,883,591,246
負債純資産合計	59,540,175,001	50,499,079,224

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期特定期間 自平成22年 3月16日 至平成22年 9月15日	第10期特定期間 自平成22年 9月16日 至平成23年 3月15日
営業収益		
受取配当金	3,739,470,000	2,944,185,000
受取利息	741,514	592,453
有価証券売買等損益	5,090,335,713	405,081,963
営業収益合計	1,350,124,199	2,539,695,490
営業費用		
受託者報酬	11,393,639	8,522,191
委託者報酬	387,383,608	289,754,499
その他費用	2,499,424	1,651,944
営業費用合計	401,276,671	299,928,634
営業利益	1,751,400,870	2,239,766,856
経常利益	1,751,400,870	2,239,766,856
当期純利益	1,751,400,870	2,239,766,856
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	82,532,862	39,812,187
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	28,683,704,969	26,664,971,898
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,452,198,895	4,082,498,755
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,452,198,895	4,082,498,755
剰余金減少額又は欠損金増加額	337,135,724	357,723,603
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	337,135,724	357,723,603
分配金	3,427,462,092	2,797,322,446
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,664,971,898	23,537,564,523

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第9期特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	第10期特定期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(追加情報)

第9期特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	第10期特定期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第9期特定期間末 [平成22年 9月15日現在]	第10期特定期間末 [平成23年 3月15日現在]
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	112,929,983,866円 1,307,090,300円 28,792,041,999円	85,445,032,167円 1,180,710,681円 13,204,587,079円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,664,971,898円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,537,564,523円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	85,445,032,167口	73,421,155,769口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第9期特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	第10期特定期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
分配金の計算過程	(1) 第47期計算期間（平成22年3月16日から平成22年4月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（669,496,165円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,341,497,436円）及び分配準備積立金（1,011,563,539円）より分配対象収益は7,022,557,140円（1万口当たり662.82円）であり、うち635,689,832円（1万口当たり60円）を分配しております。	(1) 第53期計算期間（平成22年9月16日から平成22年10月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（510,038,410円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,874,913,281円）及び分配準備積立金（2,093,487,591円）より分配対象収益は5,478,439,282円（1万口当たり660.58円）であり、うち497,588,025円（1万口当たり60円）を分配しております。

	(2) 第48期計算期間（平成22年4月16日から平成22年5月17日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（582,953,457円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,892,888,720円）及び分配準備積立金（1,264,036,829円）より分配対象収益は6,739,879,006円（1万口当たり660.71円）であり、うち612,039,676円（1万口当たり60円）を分配しております。 (3) 第49期計算期間（平成22年5月18日から平成22年6月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（572,361,419円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,404,871,597円）及び分配準備積立金（1,421,689,823円）より分配対象収益は6,398,922,839円（1万口当たり660.95円）であり、うち580,872,361円（1万口当たり60円）を分配しております。	(2) 第54期計算期間（平成22年10月16日から平成22年11月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（478,559,611円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,502,809,512円）及び分配準備積立金（2,317,197,730円）より分配対象収益は5,298,566,853円（1万口当たり660.96円）であり、うち480,972,861円（1万口当たり60円）を分配しております。 (3) 第55期計算期間（平成22年11月16日から平成22年12月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（457,396,152円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,226,176,548円）及び分配準備積立金（2,477,300,766円）より分配対象収益は5,160,873,466円（1万口当たり660.33円）であり、うち468,921,104円（1万口当たり60円）を分配しております。
--	---	---

区 分	第9期特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	第10期特定期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
分配金の計算過程	(4) 第50期計算期間（平成22年6月16日から平成22年7月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（541,907,884円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,966,526,957円）及び分配準備積立金（1,582,441,419円）より分配対象収益は6,090,876,260円（1万口当たり660.76円）であり、うち553,067,553円（1万口当たり60円）を分配しております。 (5) 第51期計算期間（平成22年7月16日から平成22年8月16日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（512,925,335円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,604,800,259円）及び分配準備積立金（1,740,025,729円）より分配対象収益は5,857,751,323円（1万口当たり659.24円）であり、うち533,122,477円（1万口当たり60円）を分配しております。 (6) 第52期計算期間（平成22年8月17日から平成22年9月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（500,460,849円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,257,304,254円）及び分配準備積立金（1,870,273,906円）より分配対象収益は5,628,039,009円（1万口当たり658.65円）であり、うち512,670,193円（1万口当たり60円）を分配しております。	(4) 第56期計算期間（平成22年12月16日から平成23年1月17日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（437,224,564円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,956,845,265円）及び分配準備積立金（2,648,229,883円）より分配対象収益は5,042,299,712円（1万口当たり657.78円）であり、うち459,925,232円（1万口当たり60円）を分配しております。 (5) 第57期計算期間（平成23年1月18日から平成23年2月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（434,444,109円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,693,239,667円）及び分配準備積立金（2,788,163,988円）より分配対象収益は4,915,847,764円（1万口当たり656.32円）であり、うち449,388,290円（1万口当たり60円）を分配しております。 (6) 第58期計算期間（平成23年2月16日から平成23年3月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（358,823,319円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,515,480,163円）及び分配準備積立金（2,865,864,893円）より分配対象収益は4,740,168,375円（1万口当たり645.59円）であり、うち440,526,934円（1万口当たり60円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第9期特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	第10期特定期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第9期特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	第10期特定期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第9期特定期間末 [平成22年 9月15日現在]	第10期特定期間末 [平成23年 3月15日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託 受益証券	1,795,162,500	596,565,000
親投資信託 受益証券	132,607	132,608
合 計	1,795,029,893	596,432,392

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第9期特定期間末 [平成22年 9月15日現在]	第10期特定期間末 [平成23年 3月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第9期特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	第10期特定期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第9期特定期間末 [平成22年 9月15日現在]	第10期特定期間末 [平成23年 3月15日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6879円 (6,879円)	0.6794円 (6,794円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備 考
投資信託 受益証券	フランクリン・テンプレート・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド	6,628,500	46,359,729,000	
投 資 信 託 受 益 証 券 小 計		6,628,500	46,359,729,000	
親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,326,072,548	1,347,422,316	
親 投 資 信 託 受 益 証 券 小 計		1,326,072,548	1,347,422,316	
有 価 証 券 合 計		1,332,701,048	47,707,151,316	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」及び「マネー・マーケット・マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の受益証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「マネー・マーケット・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の状況

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」は、ケイマン諸島で設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記は、同ファンドの受託会社であるBNY ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドから入手した平成22年11月30日現在の財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

（１）財政状態計算書（無監査）

	注記	2010年11月30日現在 （日本円）	2010年 5月31日現在 （日本円）
資産			
流動資産			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	53,329,575,664	69,575,529,042
ブローカーに対する債権		-	1,436,351,776
現金および現金同等物	6	81,211,917	1,902,845,675
資産合計		53,410,787,581	72,914,726,493
資本			
当ファンドの償還可能受益証券の保有者に帰属する資本金および剰余金	8	53,358,114,071	70,448,088,226
負債			
流動負債			
償還可能受益証券の保有者への未払金		-	1,117,200,000
ブローカーに対する債務		-	1,274,898,162
未払費用	7	52,673,510	74,540,105
負債合計		52,673,510	2,466,638,267
資本および負債合計		53,410,787,581	72,914,726,493

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

（２）包括利益計算書（無監査）

	注記	2010年11月30日に 終了した半年間 （日本円）	2009年11月30日に 終了した半年間 （日本円）
収益			
保管受託銀行に預けた預金からの受取利息	23		1,233,904

為替差損純額		(44,041,792)	(76,595,931)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値のその他の純変動額		829,293,108	12,886,188,365
純収益合計		785,251,339	12,810,826,338
費用			
運用報酬	10	122,054,056	219,858,648
受託会社報酬および管理事務代行会社報酬	10	28,202,699	41,263,635
保管受託銀行報酬	10	9,557,681	13,389,829
当座借越利息		1,356	-
その他の営業費用		2,351,702	13,669,048
営業費用合計		162,167,494	288,181,160
税引前利益		623,083,845	12,522,645,178
源泉税		-	-
中間利益		623,083,845	12,522,645,178

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

（３）持分変動計算書（無監査）

注記	受益証券口数	2010年11月30日に 終了した半年間 合計 (日本円)	受益証券口数	2009年11月30日に 終了した半年間 合計 (日本円)
期首残高	9,465,500	70,448,088,226	16,226,200	108,400,493,178
中間包括利益合計	-	623,083,845	-	12,522,645,178
期中分配金	9	(3,557,820,000)	-	(4,926,574,000)
受益証券の発行	-	-	2,400	17,285,450
受益証券の償還	(1,932,500)	(14,155,238,000)	(2,500,650)	(20,052,848,750)
中間期末残高	7,533,000	53,358,114,071	13,727,950	95,961,001,056

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

（４）キャッシュ・フロー計算書（無監査）

注記	2010年11月30日に 終了した半年間 (日本円)	2009年11月30日に 終了した半年間 (日本円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
包括利益合計	623,083,845	12,522,645,178
- 受取利息	(23)	(1,233,904)
- 支払利息	1,356	-
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー	623,085,178	12,521,411,274
営業資産および負債の変動		
- ブローカーに対する債権の減少	1,436,351,776	1,771,485,171
- ブローカーに対する債務の減少	(1,274,898,162)	(1,187,125,245)
- 未払費用の減少	(21,866,595)	(2,757,826)
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の減少	16,245,953,378	10,074,265,611
営業からのキャッシュ	17,008,625,575	23,177,278,985
利息の受取額	23	1,233,904
営業活動による純キャッシュ収入	17,008,625,598	23,178,512,889

財務活動によるキャッシュ・フロー

償還可能受益証券の保有者に対する支払分配金

(3,557,820,000)

(4,926,574,000)

受益証券の発行による収入

-

17,285,450

受益証券の償還による支払

(15,272,438,000)

(20,256,398,750)

利息の支払額

(1,356)

-

財務活動による純キャッシュ支出

(18,830,259,356)

(25,165,687,300)

現金および現金同等物の純減少額

(1,821,633,758)

(1,987,174,411)

現金および現金同等物期首残高

1,902,845,675

3,165,066,911

現金および現金同等物の中間期末残高

6

81,211,917

1,177,892,500

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

(5) 財務書類に対する注記（無監査）

2010年11月30日に終了した半年間

本注記は、添付の財務書類の不可分の一部であり、財務書類と併せて読むべきである。

1 一般的情報

フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン諸島で設立され、籍を置いている。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島, PO Box 31371, Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor, Grand Cayman KY1 - 1206である。当ファンドは、2006年3月8日に設定され、2006年4月3日に営業を開始した。

当ファンドは、償還可能受益証券の保有者のために、新興国が発行する上場および非上場のソブリン債および準ソブリン債に投資することで、高利回りと長期的な資本の増価を達成することを目標としている。

当ファンドの投資活動は、英国法に基づき設立された会社であるフランクリン テンブルトン インベストメント マネジメント リミテッド（以下「投資顧問会社」という。）により管理されている。B N Y ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が当ファンドの受託会社を務め、受託業務および管理事務代行業務を提供している。ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店が当ファンドの副管理事務代行会社に任命されている。ザ バンク オブ ニューヨーク メロン コーポレーションは受託会社の持株会社であり、当ファンドの保管受託銀行である。

当財務書類全体にわたり、資本金および剰余金と表記されているものはすべて、別途記載がない限り、当ファンドの償還可能受益証券の保有者に帰属する資本金および剰余金を指している。

当ファンドの受益証券は公開市場で取引されておらず、また、当ファンドは、公開市場における証券のいずれかのクラスの発行を目的とした、規制機関への財務書類の提出を行っていない。

B N Y ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッドが、当ファンドの受託会社および管理事務代行会社を務めている。受託会社は、副管理事務代行会社であるザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店に当ファンドの管理事務代行を委託している。

2 重要な会計方針の要約

当財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は以下のとおりである。これらの方針は、別途記載がない限り、表示されたすべての期間において一貫して適用されている。

2.1 表示の基礎

当ファンドの財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されているが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債（デリ

バティブ金融商品を含む。)の再評価によって修正される。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求されている。IFRSはまた、当ファンドの会計方針を適用する過程で経営者に判断を行うことを要求している。

以下の基準は、未発効であり、当ファンドは早期適用していない。

IFRS第9号「金融商品」（2013年1月1日から発効）は、金融商品を2つの測定区分、すなわち、事後的に公正価値で測定されるもの、および事後的に償却原価で測定されるもの、に分類することを要求している。その決定は、当初認識時に行わなければならない。かかる分類は、金融商品を管理する当ファンドの事業モデルおよび当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性によって決定される。金融商品は、当該商品が負債性金融商品であり、ならびに、当ファンドの事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することであり、かつ、資産の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみである（すなわち、「基本的な貸付金の特徴」のみを有する。）場合にのみ、事後的に償却原価で測定される。その他のすべての負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定されなければならない。すべての資本性金融商品は、事後的に公正価値で測定されなければならない。売買目的で保有されている資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。その他のすべての資本性金融商品に関しては、当初認識時に、公正価値の未実現および実現損益を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという取消不能な選択をすることができる。公正価値損益を純損益に振り替えることはできない。この選択は、金融商品ごとに行われる。配当金は、投資のリターンを表している限り、純損益に表示しなければならない。当ファンドは、この基準を早期適用していない。投資顧問会社および受託会社は、現在、この基準の当ファンドに対する影響を評価しているところである。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドは、日本円をファンドの機能通貨としている。これは、日本が、当ファンドが資金を調達しエクスポージャーを有する主たる経済環境であるためである。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されている。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを使用して日本円に換算される。外貨建取引の決済および外貨建金融資産・負債の期末換算レートによる換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識される。

2.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 分類

当ファンドは、負債性証券、ワラントおよびクレジット・リンク債に対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類している。これらの金融資産は、主として短期間に売却を行う目的で取得しており、売買目的で保有している。当ファンドはヘッジ関係にあるデリバティブをヘッジとして指定していないため、デリバティブもまた、売買目的保有として分類されている。

(b) 認識 / 認識の中止

通常の方法による投資の購入および売却は、当ファンドが投資の購入または売却を確約した日である取引日に認識される。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値をほとんどすべて移転した場合、投資は認識中止される。

(c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書に費用計上される。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定するすべての金融資産は、公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の公正価値の変動から生じた利益および損失は、発生し

た期間の包括利益計算書に表示される。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取利息は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値のその他の純変動額」に認識される。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（公に取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、財政状態計算書日現在の市場相場価格に基づく。当ファンドが保有する金融資産に使用される市場相場価格は、経過利息を考慮した期末の買呼値である。

活発な市場で取引されない金融商品（例えば、店頭取引デリバティブ）の公正価値は、評価技法を使用して決定される。当ファンドは、様々な方法を使用し、各財政状態計算書日現在の市況に基づく仮定を行っている。使用される評価技法は、類似する最近の独立第三者間取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデルおよび市場参加者が一般に使用しているその他の評価技法の使用を含んでいる。

2.4 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利があり、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と債務の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債は相殺され、財政状態計算書に純額で報告される。

2.5 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、それぞれ、契約済だが財政状態計算書日時点で決済も受渡もされていない、売却有価証券に関する債権および購入有価証券に関する未払金を表している。

これらの金額は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を使用した償却原価（ブローカーに対する債権金額は減損引当金控除後）で測定される。ブローカーに対する債権金額の減損引当金は、当ファンドが関連するブローカーから債権を全額回収できない客観的証拠がある場合に設定される。ブローカーの重大な財政的困難、ブローカーが破産または財政的再編成に陥る可能性および支払不履行は、ブローカーに対する債権金額が減損している兆候とみなされる。金融資産または類似する金融資産のグループが、減損損失の結果として評価減された場合には、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用した金利を用いて受取利息が認識される。

実効金利法は、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、関係する期間に受取利息または支払利息を配分する方法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間（場合によっては、より短い期間）を通じての、将来の現金支払額または受取額の見積額を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率である。実効金利を計算する際には、当ファンドは金融商品のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積るが、将来の貸倒損失を考慮しない。その計算には、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受されるすべての手数料およびポイント、取引費用、ならびにその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は銀行預金で構成されている。

2.7 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を使用した償却原価で表示される。

2.8 当ファンドの償還可能受益証券の保有者に帰属する資本金および剰余金

当ファンドの受益証券は、保有者の選択により償還可能であり、資本として分類されている。受益証券は、常時、当ファンドの資本金および剰余金に比例的な取り分に相当する現金と引き換えに、当ファンドに返還可能である。

受益証券は、保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券 1 口当たり資本金および剰余金に基づく価格で発行または償還される。当ファンドの受益証券 1 口当たり純資産額は、当ファンドの償還可能受益証券の保有者に帰属する資本金および剰余金を、流通受益証券口数合計で除することにより算定される。当ファンドの規則の規定に従い、投資ポジションは、募集および償還に関する受益証券 1 口当たり純資産額を決定する目的で、市場価格の仲値に基づき評価される。

2.9 受取利息

受取利息は、実効金利法を使用した時間比例基準で認識される。

2.10 償還可能受益証券の保有者に対する未払分配金

償還可能受益証券の保有者に対して提示された分配金は、受託会社によって承認された時点で持分変動計算書に認識される。これらの受益証券に係る分配金は、持分変動計算書に認識される。

2.11 税金

当ファンドはケイマン諸島に籍を置いている。

ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、譲渡、売却およびその他に係るケイマン諸島の税金について支払義務はない。当ファンドは、一定の国々により投資収益に係る源泉税を課される可能性がある。このような収益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上される。

3 金融リスク管理

3.1 金融商品を利用する際の戦略

当ファンドは投資取引に従事しており、その活動により様々な金融リスクにさらされている。当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は投資顧問会社にあるが、投資顧問会社は、特に金融市場が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めている。

3.2 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に、当ファンドが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の将来価格の不確実性から生じる。これは、市場でポジションを保有することで、価格の変動により当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を表している。当ファンドの業務の特性の結果、収益の最大化を目指すために、市場リスクのエクスポージャーが取られることになる。しかし、トップダウンによるリスク管理により、国ごとに最大エクスポージャーを設定し（従って安全）、それによって該当リスクを制限することで、該当リスクが各有価証券および各市場に分散されるようにしている。その目的は、当ファンドが目論見書に規定されている投資方針を確実に遵守することによって達成される。投資方針の 1 つは、投資顧問会社が単一の発行体または単一の国 / 地域の有価証券に対して当ファンドの純資産額の 20% を超えて投資することを禁じている。また、新興市場における国々は 3 つのリスクベースのカテゴリーに分類されており、カテゴリー 1 は最もリスクが低いとみなされ、カテゴリー 3 は最もリスクが高い。投資顧問会社の方針において、当ファンドの純資産額合計に基づき、カテゴリー 1 の国々への投資は単一の国 / 地域当たり最大 16%、カテゴリー 2 は単一の国 / 地域当たり最大 8 % およびカテゴリー 3 は単一の国 / 地域当たり最大 4 % に制限されている。

さらに、国債への投資は地域ベースで制限されている。この地域には、ラテンアメリカ、東欧、中東 / アフリカおよび極東 / アジアが含まれている。各地域に関する最大 / 最小エクスポージャーは 10% から 40% の範囲である。

当ファンドが保有する金融資産の市場価格は、当ファンドが主に新興市場のソブリンおよび準ソブリンが発行した上場および非上場債券に投資するため、金利変動のボラティリティの影響を大きく受ける。

デリバティブ金融商品は、当ファンドの為替エクスポージャーをヘッジする目的で適宜利用される場合があり、一方、クレジット・リンク債は、基礎となる商品に対するエクスポージャーを創出するために許容制限内で利用される場合がある。目論見書に規定されているとおり、投資顧問会社はクレジット・リンク債に対して当ファンドの純資産額の20%を超える投資は行わない。

当ファンドは、原油ワラントまたは原油価格連動型債務支払証書（以下「OIP0」という。）にも投資を行っている。これらのOIP0は相対的に流動性が低いため、有価証券の価格が毎日定期的に変動しないことから、リスクの見積りおよび感応性分析は困難になる。かかる統計情報の不足を考慮した場合、これらの資産に対する当ファンドのリスク・エクスポージャーの定量化に最適な方法は、レビュー期間中における月次総利回りの最大値、最小値および中央値に着目することである。

以下の表は、当中間期間の月次総利回りの最大値、最小値および中央値を受けた資本金および剰余金の変動を説明したものである。

	資本金および剰余金の変動			
	2010年11月30日現在		2010年 5 月31日現在	
	(%)	(日本円)	(%)	(日本円)
<u>ナイジェリア原油ワラント</u>				
月次総利回り中央値	0.69	26,617,253	5.68	212,385,981
月次総利回り最小値	(1.62)	(62,492,682)	(4.41)	(164,898,270)
月次総利回り最大値	13.85	534,273,856	12.14	453,937,642
<u>ベネズエラ原油ワラント</u>				
月次総利回り中央値	0.74	17,444,314	1.86	50,778,974
月次総利回り最小値	(3.85)	(90,757,575)	(7.17)	(195,744,753)
月次総利回り最大値	6.88	162,184,967	17.58	479,943,202

3.3 金利リスク

当ファンドの利付金融資産および負債は、財政状態およびキャッシュ・フローに関する市場金利の実勢水準の変動の影響に関連するリスクにさらされている。金利リスクは、当ファンドのリスクの重要な構成要素を表している。投資顧問会社は、当ファンドと同様に、総体的に個々の保有有価証券の修正デュレーションを監視している。投資顧問会社は、当ファンドの平均修正デュレーションが目論見書に規定されているとおり8年未満になるようにしている。以下の表は、金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを要約したものである。表には、当ファンドの資産およびトレーディング負債が公正価値で含まれており、契約上の価格改定または満期日のいずれか早い方により分類されている。

	1ヶ月未満 (日本円)	1ヶ月以上 1年未満 (日本円)	1年以上 5年未満 (日本円)	5年以上 (日本円)	無利息 (日本円)	合計 (日本円)
2010年11月30日 現在 資産						
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	6,498,687,179	8,844,675,404	13,904,862,240	17,866,438,238	6,214,912,603	53,329,575,664
ブローカーに対 する債権	-	-	-	-	-	-
現金および現金 同等物	81,211,917	-	-	-	-	81,211,917
資産合計	6,579,899,096	8,844,675,404	13,904,862,240	17,866,438,238	6,214,912,603	53,410,787,581
負債						
償還可能受益証 券の保有者への 未払金	-	-	-	-	-	-

ブローカーに対する債務	-	-	-	-	-	-
未払費用	-	-	-	-	52,673,510	52,673,510
負債合計	-	-	-	-	52,673,510	52,673,510
金利感応度ギャップ合計	6,579,899,096	8,844,675,404	13,904,862,240	17,866,438,238	6,162,239,093	53,358,114,071

	1ヶ月未満 (日本円)	1ヶ月以上 1年未満 (日本円)	1年以上 5年未満 (日本円)	5年以上 (日本円)	無利息 (日本円)	合計 (日本円)
2010年5月31日現在						
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,009,180,241	11,177,352,759	17,110,106,673	25,809,647,220	6,469,242,149	69,575,529,042
ブローカーに対する債権	-	-	-	-	1,436,351,776	1,436,351,776
現金および現金同等物	1,902,845,675	-	-	-	-	1,902,845,675
資産合計	10,912,025,916	11,177,352,759	17,110,106,673	25,809,647,220	7,905,593,925	72,914,726,493
負債						
償還可能受益証券の所有者への未払金	-	-	-	-	1,117,200,000	1,117,200,000
ブローカーに対する債務	-	-	-	-	1,274,898,162	1,274,898,162
未払費用	-	-	-	-	74,540,105	74,540,105
負債合計	-	-	-	-	2,466,638,267	2,466,638,267
金利感応度ギャップ合計	10,912,025,916	11,177,352,759	17,110,106,673	25,809,647,220	5,438,955,658	70,448,088,226

金利感応度分析

当中間期間の金利変動のボラティリティは、米ドル（USD）、ユーロおよび現地通貨建債券を参照するエマージング・マーケット・デット（以下「EMD」という。）・パフォーマンス・インデックスの過去の変動から算出される。

過去6ヶ月間のEMDパフォーマンス・インデックスの日々の利回り水準を使用して、利回り変動の日次平均は、純資産に対する影響額を算出するために計算され、各有価証券の修正デュレーションに適用される。各有価証券の影響額は、その有価証券の通貨単位に従って集計され、以下の表に示されている。

2010年11月30日現在	金利	
米ドル	3.5ベース・ポイントの上昇 (45,231,145円)	3.5ベース・ポイントの低下 45,231,145円
ユーロ	3.0ベース・ポイントの上昇 (3,558,990円)	3.0ベース・ポイントの低下 3,558,990円
その他の現地通貨	2.0ベース・ポイントの上昇 (5,477,834円)	2.0ベース・ポイントの低下 5,477,834円
	(54,267,969円)	54,267,969円

米ドル	4.2ベース・ポイントの上昇 (82,962,629円)	4.2ベース・ポイントの低下 82,962,629円
ユーロ	3.0ベース・ポイントの上昇 (5,662,388円)	3.0ベース・ポイントの低下 5,662,388円
その他の現地通貨	1.9ベース・ポイントの上昇 (1,316,540円)	1.9ベース・ポイントの低下 1,316,540円
	(89,941,557円)	89,941,557円

格付 (ムーディーズ / スタンダード・アンド・プアーズ)	2010年11月30日現在 (%)	2010年5月31日現在 (%)
Aaa / AAA	2.69	2.99
A3 / A-	-	1.78
Baa1 / BBB+	5.16	6.12
Baa2 / BBB	8.38	11.98
Baa3 / BBB-	11.64	12.70
Ba1 / BB+	7.53	8.09
Ba2 / BB	17.48	17.68
Ba3 / BB-	3.73	-
B1 / B+	13.82	15.59
B2 / B	15.16	7.12
B3 / B-	7.08	9.17
Caa1 / CCC+	2.30	2.07
Caa3 / CCC-	3.01	2.07
C / C	-	1.82
D (スタンダード・アンド・プアーズのみ)	2.02	0.82
	100.00	100.00

53/109

ジット・リンク債発行体の信用格付を監視している。

発行体の格付（ムーディーズ/スタンダード・アンド・プアーズ）	基礎となる企業の格付	2010年11月30日現在 純資産額に対する割合 (%)	2010年5月31日現在 純資産額に対する割合 (%)
Aa3 / AA-	Baa3/B+	8.68	7.79
A1 / A+	B2	0.20	0.16
合計		8.88	7.95

当中間期末現在、信用補完考慮前の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額であり、以下のとおりである。

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年5月31日現在 (日本円)
債券	42,375,907,318	57,504,628,583
デリバティブ資産	10,953,668,346	12,070,900,459
その他の資産	-	1,436,351,776
現金および現金同等物	81,211,917	1,902,845,675
合計	53,410,787,581	72,914,726,493

以下に開示した利息および／または元本の支払が不履行となっている投資を除いて、当該資産のいずれも、減損しておらず、期日が経過しておらず減損もしていない。

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年5月31日現在 (日本円)
Astana Finance 7.785% 08/06/2010	443,864,230	1,264,745,308
Sphynx Capital Markets 10.25% due 30/01/2010	635,127,094	572,623,578
	1,078,991,324	1,837,368,886

上記の投資は、不履行となっている支払を2010年11月30日現在の公正価値の考慮に入れている。

3.5 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による受益証券の償還を行っている。そのため、当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な投資対象に投資している。当ファンドは、限られた割合の資産のみを活発に取引されていない投資対象に投資している。

受託会社は、投資顧問会社の助言による場合も含めて、当ファンドの利益のために合理的に決定する場合には、受益証券保有者の受益証券の償還請求の権利を一時停止すること、および／または償還金の支払を延期することが可能である。受益証券の償還を一時停止する場合、受益証券の償還は、一時停止終了後の最初の取引日に繰り延べられる。

また、受託会社は、取引日に償還される受益証券の合計口数を、取引日における発行済の受益証券の10%以上に制限することが可能である。

当ファンドは、借入金額が直前の評価日における純資産額の10%を超えない範囲で借入を行うことができる。

当ファンドは適宜、店頭で取引されるデリバティブ商品（主にクレジット・リンク債）に投資する場合がある。かかる商品は組織化されている市場で取引されておらず流動性が低い場合がある。その結果、当ファンドは、流動性の必要を満たすため、または、特定の発行体の信用度の低下のような特別な事象に対応するために、これらの商品に対する投資を速やかに公正価値に近似する金額で換金することができない場合がある。

当ファンドの方針に従い、投資顧問会社は、日次ベースで当ファンドの流動性ポジションを監視している。

以下の表は、当ファンドの金融負債を、財政状態計算書日から契約上の満期日までの残存期間に基づき関連す

る満期でグルーピングして分析したものである。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

	1ヶ月未満 (日本円)	1ヶ月以上3ヶ月未満 (日本円)
2010年11月30日現在		
償還可能受益証券の保有者への未払金	-	-
ブローカーに対する債務	-	-
未払費用	-	52,673,510
財政状態計算書による資本金および 剰余金（仲値）（注記8）	53,975,600,989	-
	1ヶ月未満 (日本円)	1ヶ月以上3ヶ月未満 (日本円)
2010年5月31日現在		
償還可能受益証券の保有者への未払金	1,117,200,000	-
ブローカーに対する債務	1,274,898,162	-
未払費用	-	74,540,105
財政状態計算書による資本金および 剰余金（仲値）（注記8）	71,620,260,752	-

3.6 為替リスク

当ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建の資産を保有している。当ファンドは、為替レートの変動によりその他の通貨建の有価証券の価値が変動するため、為替リスクにさらされている。当ファンドは適宜、一定量の為替リスクを削減するため、為替変動をヘッジする為替先渡契約、オプションまたは先物を利用する場合がある。

以下の表は、当ファンドの為替に対するエクスポージャーの要約である。

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年5月31日現在 (日本円)
資産		
ブラジル・レアル	3,383,039,660	4,245,923,529
ドイツ・マルク	1,574,551,140	1,664,651,821
ドミニカ・ペソ	3,561,200	-
ユーロ	6,155,239,069	8,357,897,313
ガーナ・セディ	1,800,142,373	2,612,504,763
日本円	-	1,117,200,000
メキシコ・ヌエボ・ペソ	2,279,407,167	4,276,613,836
新トルコ・リラ	1,956,978,851	3,042,503,550
南アフリカ・ランド	1,318	1,302
ウクライナ・フリヴニャ	107,600,893	109,774,332
米ドル	33,281,648,019	45,971,074,823
ウルグアイ・ペソ	1,437,134,669	-
ザンビア・クワチャ	1,431,483,222	1,516,581,224
資産合計	53,410,787,581	72,914,726,493
負債		
新トルコ・リラ	-	158,867,396
日本円	37,148,702	1,169,056,744
シンガポール・ドル	2,248,077	4,636,467
米ドル	13,276,731	1,134,077,660
負債合計	52,673,510	2,466,638,267

当ファンドは、クレジット・リンク債の基礎となる為替に対してエクスポージャーを有している。以下の表は、

エクスポージャーの要約である。

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年 5 月31日現在 (日本円)
クレジット・リンク債		
ブラジル・レアル	3,383,039,660	4,245,923,529
ユーロ	1,248,115,190	1,246,960,449
ウクライナ・フリヴニャ	107,600,893	109,774,332
クレジット・リンク債合計	4,738,755,743	5,601,658,310

当ファンドは、為替リンク債の基礎となる為替に対してエクスポージャーを有している。以下の表は、エクスポージャーの要約である。

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年 5 月31日現在 (日本円)
為替リンク債		
米ドル建		
ウクライナ・フリヴニャ	-	563,935,002
ユーロドル建		
CFAフランBceao	635,127,094	572,623,578
為替リンク債合計	635,127,094	1,136,558,580

為替感応度分析

以下の表は、その他のすべての変数が不変である場合の、過去 6 ヶ月に基づいた、日本円に対する各主要保有通貨の平均月次変動を受けた資本金および剰余金の変動を示している。

	資本金および剰余金の変動	
	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年 5 月31日現在 (日本円)
当中間期間中の為替レートの平均月次変動		
ブラジル・レアル		
[30 November 2010: (0.4017%), 31 May 2010: (0.4425%)]	(13,589,670)	18,788,212
ユーロ		
[30 November 2010: (0.3667%), 31 May 2010: (1.4525%)]	(28,345,141)	(145,577,526)*
メキシコ・ヌエボ・ペソ		
[30 November 2010: (0.7717%), 31 May 2010: (0.1258%)]	(17,590,185)	(5,379,980)
新トルコ・リラ		
[30 November 2010: (0.6450%), 31 May 2010: (0.4458%)]	(12,622,514)	(13,563,481)
米ドル		
[30 November 2010: (1.3933%), 31 May 2010: (0.3050%)]	(463,528,217)	(136,752,841)

*修正再表示後の金額

3.7 公正価値の見積り

IFRS第7号は、当ファンドに、測定を行う際に用いたインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを要求している。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・同一の資産または負債についての、活発な市場における（未調整の）相場価格（レベル1）
- ・当該資産または負債について、直接に（すなわち価格として）または間接に（すなわち価格から算出して）観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット（レベル2）

- ・当該資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能な価格）（レベル3）

活発であるとみなされないが、観察可能なインプットによって裏付けられる市場相場価格、ディーラーの値付け、または代替的な価格決定の情報源に基づき評価される、市場で取引される金融商品は、レベル2に分類される。レベル2の投資は、活発な市場で取引されないポジションを含み、また／または譲渡制限が課されることから、評価額は流動性および／または譲渡不能性を反映して調整される場合があり、当該調整は通常、入手可能な市場の情報に基づいている。

当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしている。

レベル3に分類されている投資は、取引が稀であるため、重要な観察不能のインプットを有する。レベル3の金額は、ING BANK NV（2011年9月28日償還、9.45％）の債券への投資のみで構成されている。当ファンドは、当初の取引価格、同一または類似の証券の最近の取引、ならびにその他の流動性リスク、信用リスクおよび市場リスクの要素を考慮している。当ファンドは、必要な場合には当該モデルを修正する。

レベル3のポジションに重要性がないことから、個別の感応度分析は実施されていない。代わりに、感応度分析は、その他の投資と共に注記3.3で実施されている。

以下の表は、2010年11月30日現在、公正価値で測定した当ファンドの金融資産および負債を（種類別に）公正価値ヒエラルキーの範囲内で分析したものである。

資産	レベル1 (日本円)	レベル2 (日本円)	レベル3 (日本円)	残高合計 (日本円)
売買目的金融資産：				
- 債券	-	42,375,907,318	-	42,375,907,318
- デリバティブ資産	-	10,846,067,453	107,600,893	10,953,668,346
資産合計	-	53,221,974,771	107,600,893	53,329,575,664

以下の表は、2010年11月30日に終了した半年間に係るレベル3の商品の変動を示したものである。

	債券 (日本円)
2010年6月1日現在	109,774,332
購入	-
売却	-
レベル3への振替	-
純利益に認識された利益および損失	(2,173,439)
2010年11月30日現在	107,600,893
中間期末現在保有資産に係る、包括利益計算書に含まれる 当中間期間の利益または損失合計	(2,173,439)

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年5月31日現在 (日本円)
原油ワラント	6,214,912,603	6,469,242,149
クレジット・リンク債	4,738,755,743	5,601,658,310
債券	42,375,907,318	57,504,628,583
売買目的保有合計	53,329,575,664	69,575,529,042

以下の表は保有する金融資産の要約である。

	2010年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2010年 5月31日現在 公正価値 (日本円)
債券		
アルゼンチン		
Province Del Neuquen 8.656% 18/10/2014 series REGS	1,250,182,004	1,831,887,067
アルゼンチン合計	1,250,182,004	1,831,887,067
アゼルバイジャン		
Intl Bank of Azerbaijan (Rubrika Finance) 8.5% due 22/10/2013 series REGS	752,279,000	-
アゼルバイジャン合計	752,279,000	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ		
Bosnia and Herzegovina 0% due 11/12/2017	1,574,551,140	1,664,651,821
ボスニア・ヘルツェゴビナ合計	1,574,551,140	1,664,651,821
クロアチア		
Republic of Croatia 6.75% due 05/11/2019	536,861,253	1,518,587,165
クロアチア合計	536,861,253	1,518,587,165
ドミニカ共和国		
Ege Haina Finance Company 9.5% due 26/04/2017 series REGS	1,322,534,220	1,983,054,766
Dominican Republic 7.5% due 06/05/2021 series REGS	-	449,571,385
Dominican Republic 10.5% due 09/08/2013 serues REGS	577,938,143	-
ドミニカ共和国合計	1,900,472,363	2,432,626,151
エクアドル		
Republic of Ecuador 9.375% 15/12/2015 series REGS	1,602,791,948	1,440,363,753
エクアドル合計	1,602,791,948	1,440,363,753
エジプト		
Arab Republic of Egypt 6.875% due 30/04/2040 series REGS	549,930,654	755,970,263
エジプト合計	549,930,654	755,970,263
エルサルバドル		
Republic of El Salvador 7.65% due 15/06/2035	1,865,476,290	3,056,517,979
エルサルバドル合計	1,865,476,290	3,056,517,979
エストニア		
Eesti Energia AS 4.5% due 11/18/2020	477,750,186	1,235,309,780
エストニア合計	477,750,186	1,235,309,780

	2010年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2010年 5月31日現在 公正価値 (日本円)
債券		
フィジー		
Fiji Republic of 6.875% due 13/09/2011	741,742,596	821,713,245
フィジー合計	741,742,596	821,713,245
グルジア		
Republic of Georgia 7.5% 15/04/2013	1,304,152,379	2,134,444,698
Georgian Railway LLC 9.875% 22/07/2015	961,909,081	-
グルジア合計	2,266,061,460	2,134,444,698

ガーナ

Sphynx Capital Markets 0% due 11/08/2010	-	660,491,469
Ghana Govt 13.95% due 13/12/2010	325,937,974	356,737,112
Ghana Govt 13.67% due 15/06/2012	1,474,204,399	1,570,878,900
Republic of Ghana 8.5% 04/10/2017	-	1,139,872,553
ガーナ合計	1,800,142,373	3,727,980,034

グレナダ

Government of Grenada FRN due 15/09/2025 series REGS	1,207,776,186	944,341,453
グレナダ合計	1,207,776,186	944,341,453

インドネシア

Republic of Indonesia 6.875% 17/01/2018 series REGS	-	1,561,171,977
Republic of Indonesia 11.675% 04/03/2019 series REGS	583,563,760	-
インドネシア合計	583,563,760	1,561,171,977

コートジボワール

Sphynx Capital Markets 10.25% due 30/01/2010(注記 3.4)	635,127,094	572,623,578
Ivory Coast 2.45% due 31/12/2032 series REGS	502,029,262	801,435,629
コートジボワール合計	1,137,156,356	1,374,059,207

ヨルダン

Dev Inv Jordan Arm Force 6.14% due 16/12/2019	2,703,744,300	3,077,878,204
ヨルダン合計	2,703,744,300	3,077,878,204

カザフスタン

Astana Finance 7.875% 08/06/2010(注記 3.4)	443,864,230	1,264,745,308
Kazmunaigaz Finance SUB 11.75% due 23/01/2015 series REGS	2,093,799,076	2,915,687,048
Kazakhstan Temir Zholy 7% due 11/05/2016	1,371,766,324	1,959,900,853
カザフスタン合計	3,909,429,630	6,140,333,209

2010年11月30日現在
公正価値
(日本円)2010年5月31日現在
公正価値
(日本円)

債券

リトアニア

Republic of Lithuania 9.375% due 22/06/2014 series EMTN	1,312,673,617	2,108,505,638
Republic of Lithuania 7.375% due 11/02/2020 series REGS	375,523,868	875,654,301
リトアニア合計	1,688,197,485	2,984,159,939

マケドニア

FYR Macedonia 9.875% due 08/01/2013	1,461,488,251	1,719,153,407
マケドニア合計	1,461,488,251	1,719,153,407

メキシコ

Mexican Bonds Desarrollo FRN 13/11/2014 series LD	-	96,867,154
Mexican Bonds Desarrollo FRN 15/01/2015 series LD	2,271,091,551	3,288,138,477
Mexican Bonds Desarrollo FRN 12/03/2015 series LD	-	876,193,454
メキシコ合計	2,271,091,551	4,261,199,085

モンテネグロ

Republic of Montenegro 7.875% due 14/09/2015	553,774,352	-
モンテネグロ合計	553,774,352	-

ロシア

RSHB CAPTL (Russ AG BK) FRN 21/09/2016	1,447,537,218	2,466,629,493
Gaz Capital SA 9.25% due 23/04/2019 series REGS	1,332,958,147	2,882,528,984
ロシア合計	2,780,495,365	5,349,158,477

国際機関

International Finance Corporation 0% 30/07/2010 series GMTN	-	563,935,002
African Development Bank 12.5% due 22/12/2011 series EMTN	947,506,611	1,013,254,318
European Investment Bank 11.25% due 02/12/2011 series REGS	483,976,611	503,326,906
国際機関合計	1,431,483,222	2,080,516,226

トリニダード・トバゴ

Petro Co Trin/Tobago Ltd 9.75% due 14/08/2019 series 144A	-	38,881,391
Petro Co Trin/Tobago Ltd 9.75% due 14/08/2019 series REGS	2,288,830,114	3,032,948,237
トリニダード・トバゴ合計	2,288,830,114	3,071,829,628

トルコ

Turkey Government Bond FRN 26/02/2014	1,392,293,314	1,442,890,418
Turkey Government Bond FRN 04/01/2017	564,685,537	1,440,745,736
トルコ合計	1,956,978,851	2,883,636,154

2010年11月30日現在
公正価値
(日本円)2010年5月31日現在
公正価値
(日本円)

債券

ウクライナ

City of Kyiv (CSFB) 8.25% REG S 26/11/2012	730,978,716	1,437,139,661
City of Kyiv (CSFB) 8.00% 06/11/2015	498,147,297	-
Ukraine Government 7.75% 23/09/2020	417,395,946	-
ウクライナ合計	1,646,521,959	1,437,139,661

ウルグアイ

Republica Orient Uruguay 3.7% 26/06/2037	1,437,134,669	-
ウルグアイ合計	1,437,134,669	-

債券合計

42,375,907,318 57,504,628,583

クレジット・リンク債

アンゴラ

Deutsche Bank AG FRN due 19/06/2016	1,248,115,190	1,245,960,449
アンゴラ合計	1,248,115,190	1,245,960,449

ブラジル

HSBC Bank Cayman Islands 0% 01/01/2011 series EMTN	3,383,039,660	4,245,923,529
ブラジル合計	3,383,039,660	4,245,923,529

ウクライナ

ING Bank NV 9.45% due 28/09/2011	107,600,893	109,774,332
ウクライナ合計	107,600,893	109,774,332

クレジット・リンク債合計

4,738,755,743 5,601,658,310

原油ワラント

ナイジェリア

Central Bank of Nigeria Expires 15/11/2020	3,857,572,970	3,739,189,804
ナイジェリア合計	3,857,572,970	3,739,189,804

ベネズエラ

Republic of Venezuela - Oil Expires 15/04/2020 USD	1,956,110,228	2,047,303,141
Republic of Venezuela - Oil Expires 15/04/2020 DM	-	250,341,375
Republic of Venezuela - Oil Expires 15/04/2020 CHF	401,229,405	432,407,829
ベネズエラ合計	2,357,339,633	2,730,052,345

原油ワラント合計	6,214,912,603	6,469,242,149
投資ポートフォリオ	53,329,575,664	69,575,529,042

5 デリバティブ金融商品

当ファンドは、以下のデリバティブ金融商品を保有している。

(a) クレジット・リンク債

当ファンドは、クレジット・リンク債を購入することができる。クレジット・リンク債は、当ファンドが基礎となる参照資産を直接購入していた場合に受けるであろう経済的影響を再現するよう意図されている。クレジット・リンク債のリスクには、基礎となる参照資産の潜在的な債務不履行、クレジット・リンク債に関連する基礎となる参照資産の通貨価値の変動、当ファンドがクレジット・リンク債を通常の事業の過程で処分できない潜在的な可能性、および相手方が契約に基づく債務を履行できない可能性が含まれている。

投資家は、満期前に参照資産に信用事由が発生しなかった場合には、満期時に額面価額を受け取る。参照資産が債務不履行になった場合は、発行体が債券を早期償還するか（債券の保有者へ債務不履行となった参照資産を譲渡）、または、投資家が債券の満期時に返還して受け取る正味金額が減額される。クレジット・リンク債の満期は、通常、参照資産の満期と同じである。

クレジット・リンク債は当初、取引日現在の公正価値で認識され、事後に、公正価値で再測定される。クレジット・リンク債は店頭で取引されるため、公正価値はディーラーの気配値から得られる。

(b) 原油ワラント

これらの原油ワラントまたは原油価格連動型債務支払証書（以下「OIP0」という。）は、1990年代前半のプレイディ・ボンドによるソブリン債務再編の一環として発行され、最初は債券に付属していたが、後に分離され別々に取引された。OIP0は、いくつかの測定基準（当該期間の平均原油価格を含む。）が満たされておりかつ生産レベルが規定された参照レートを上回る場合には、半年ごとに支払われる予定になっている。かかる半年ごとの支払については上限金額が定められており、OIP0に基づく最終支払の期日は2020年の予定である。

OIP0は、当初、取引日現在の公正価値で認識され、事後に、公正価値で再測定される。公正価値はディーラーの気配値から得られる。

6 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書目的上、現金および現金同等物は、当初満期が90日未満の以下の残高で構成されている。

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年 5月31日現在 (日本円)
現金および現金同等物	81,211,917	1,902,845,675

現金および現金同等物は、保管受託銀行に保管されている金銭である。

7 未払費用

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年 5月31日現在 (日本円)
未払運用報酬	37,148,702	51,856,744
未払受託会社報酬および管理事務代行会社報酬	8,818,577	11,102,008

未払保管受託銀行報酬	4,458,154	6,944,886
その他の未払費用	2,248,077	4,636,467
	52,673,510	74,540,105

未払費用の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の公正価値に近似している。

8 受益証券

すべての受益証券は、分配金を受ける権利があり、償還日に当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく比例的な取り分の支払を受ける権利がある。関連する変動は、持分変動計算書に示されている。注記1に概説された目的および注記3のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った募集金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持する。このような流動性は、短期借入金または必要な場合は上場有価証券の処分によって高められる。

募集および償還の目的で当ファンドの純資産額を決定するため、投資は、関連する取引日の営業終了時点の市場価格の仲値に基づき評価される。財政状態計算書日現在の、市場価格の買呼値を使用した当ファンドの償還可能受益証券の保有者に帰属する資本金および剰余金の調整は、以下の表において説明されている。

	2010年11月30日現在 (日本円)	2010年5月31日現在 (日本円)
財政状態計算書による資本金および 剰余金（買呼値）	53,358,114,071	70,448,088,226
買呼値から仲値への調整	617,486,918	1,172,172,526
資本金および剰余金（仲値）	53,975,600,989	71,620,260,752

9 分配金

各中間期間に支払われた分配金は、以下で構成されている。

2010年11月30日	権利付最終日	分配金額
受益証券1口当たり分配金70円	2010年6月3日	662,585,000円
受益証券1口当たり分配金70円	2010年7月6日	626,605,000円
受益証券1口当たり分配金70円	2010年8月3日	598,605,000円
受益証券1口当たり分配金70円	2010年9月3日	576,905,000円
受益証券1口当たり分配金70円	2010年10月4日	558,810,000円
受益証券1口当たり分配金70円	2010年11月4日	534,310,000円
		3,557,820,000円
2009年11月30日		
受益証券1口当たり分配金60円	2009年6月3日	973,572,000円
受益証券1口当たり分配金60円	2009年7月7日	948,252,000円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年8月3日	789,460,000円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年9月3日	769,545,000円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年10月5日	736,247,500円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年11月4日	709,497,500円
		4,926,574,000円

10 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他の当事者を支配する能力を有しているか、または他の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされる。

本財務書類中に別途開示されたもの以外に、当半年間に以下の関連当事者との取引が行われた。

(a) 運用報酬

投資顧問会社は、当ファンドの純資産額の年率0.40%の運用報酬を受け取る権利がある。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、後払いされる。

(b) 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬

受託会社報酬および管理事務代行会社報酬は、当ファンドの純資産額のうち、最初の100百万米ドルに相当する日本円に対しては0.135%、100百万米ドル超300百万米ドル以下に相当する日本円に対しては0.12%、300百万米ドル超500百万米ドル以下に相当する日本円に対しては0.085%、500百万米ドル超に相当する日本円に対しては0.05%が課される。

当該報酬の最低額は、年額48,000米ドルに相当する日本円とする。当該年間報酬は、日々発生し、後払いされる。

(c) 保管受託銀行報酬

当ファンドは、保管受託サービスを提供するザ バンク オブ ニューヨーク メロン（保管受託銀行）のサービスを契約している。保管受託銀行報酬は、保護預け手数料、取引手数料、送金手数料およびその他の手数料で構成されている。保護預け手数料は、保管受託契約の条件に従って市場ごとのベース・ポイントに基づき課される。送金手数料およびその他の手数料は、1取引当たり6.50米ドルから20米ドルの範囲で取引ごとに課される。

11 比較数値

一部の比較数値は、当中間期間の分類に適合させるために修正再表示されている。注記3.6において、当中間期間のユーロ通貨の感応度分析は、当ファンドのドイツ・マルク（DEM）のエクスポージャーを含めるため、修正再表示されている。ドイツ・マルクは、引き続きこのエクスポージャーの法的な通貨単位であるが、ドイツ・マルクの対ユーロ交換レートは1ユーロ/1.95583ドイツ・マルクに固定されている。従って、ドイツ・マルクは、当ファンドのユーロの通貨感応度の一部に含まれるべきである。投資顧問会社は、これによりユーロのエクスポージャーに関してより正確な通貨感応度分析を提供していると考えている。

「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	[平成22年 9月15日現在]	[平成23年 3月15日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,008,563	8,764,058
国債証券	1,339,739,618	1,379,745,521
未収利息	12	13
流動資産合計	1,347,748,193	1,388,509,592
資産合計	1,347,748,193	1,388,509,592
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,327,086,290	1,366,467,030
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	20,661,903	22,042,562
元本等合計	1,347,748,193	1,388,509,592
純資産合計	1,347,748,193	1,388,509,592
負債純資産合計	1,347,748,193	1,388,509,592

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額（ただし、売気 配は使用いたしません。）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表 の売買参考統計値（平均値）に基づいて 評価しております。	国債証券 同左

(追加情報)

自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業 会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品 の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準 適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しており ます。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成22年 9月15日現在]	[平成23年 3月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首に おける当該親投資信託の元本額	1,670,812,801円	1,327,086,290円
同期中における追加設定元本額	- 円	39,380,740円
同期中における一部解約元本額	343,726,511円	- 円
同期末における元本の内訳		
フロンティア・ワールド・インカム・ファン ド	1,326,072,548円	1,326,072,548円
リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算 型）	1,013,742円	40,394,482円
合 計	1,327,086,290円	1,366,467,030円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期 間末日における受益権の総数	1,327,086,290口	1,366,467,030口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
1. 金融商品に対 する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関す る法律第2条第4項に定める証券投資信託であ り、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを目的として おります。	同左
2. 金融商品の内 容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価 証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭 債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債 証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、 信用リスク及び流動性リスクを有しておりま す。	同左

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っています。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
1. 国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 国債証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成22年 9月15日現在]	[平成23年 3月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	120,476	103,961
合 計	120,476	103,961

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成22年 9月15日現在]	[平成23年 3月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成22年 9月15日現在]	[平成23年 3月15日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0156円 (10,156円)	1.0161円 (10,161円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第156回国庫短期証券	500,000,000	499,862,880	
	第164回国庫短期証券	430,000,000	429,957,246	
	第169回国庫短期証券	450,000,000	449,925,395	
	国 債 証 券 小 計	1,380,000,000	1,379,745,521	
	有 価 証 券 合 計	1,380,000,000	1,379,745,521	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年4月28日現在）

「フロンティア・ワールド・インカム・ファンド」

資産総額	50,079,356,520 円
負債総額	369,651,666 円
純資産総額（ - ）	49,709,704,854 円
発行済口数	70,659,133,724 口
1万口当たり純資産額（ / ）	7,035 円

（参考）

「マネー・マーケット・マザーファンド」

資産総額	1,348,683,817 円
------	-----------------

負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,348,683,817 円
発行済口数	1,327,104,699 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,163 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

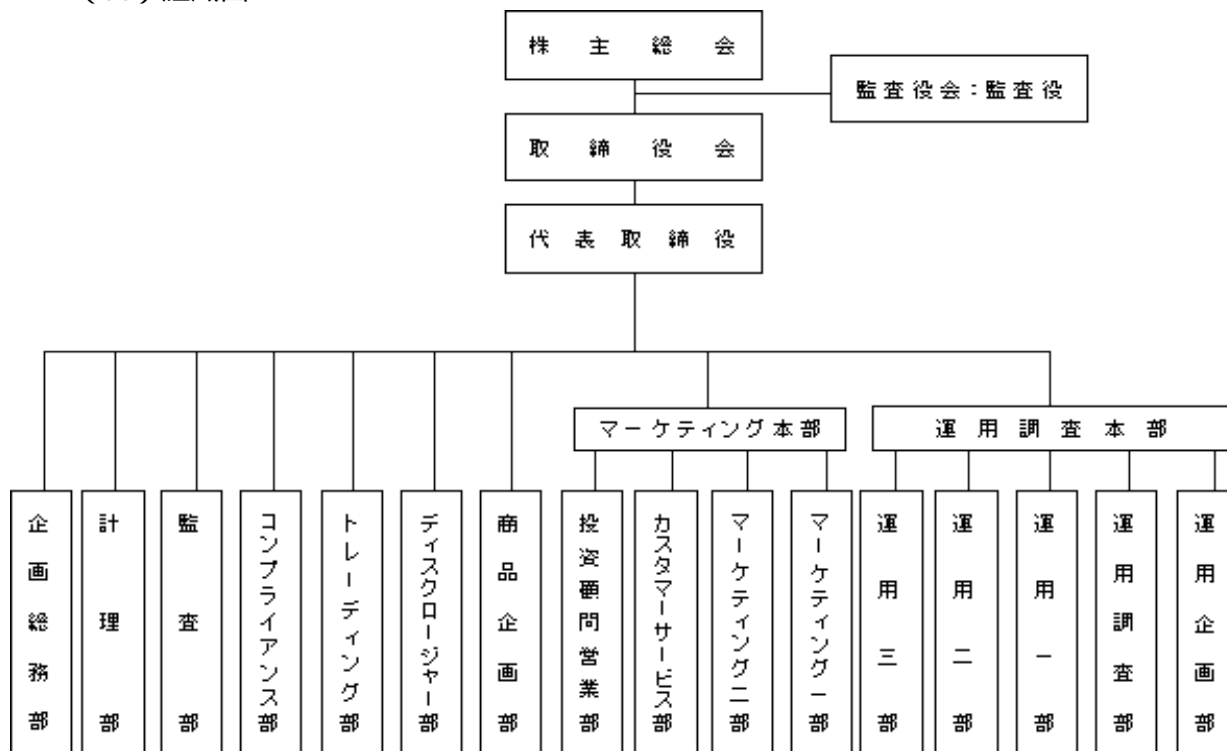
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

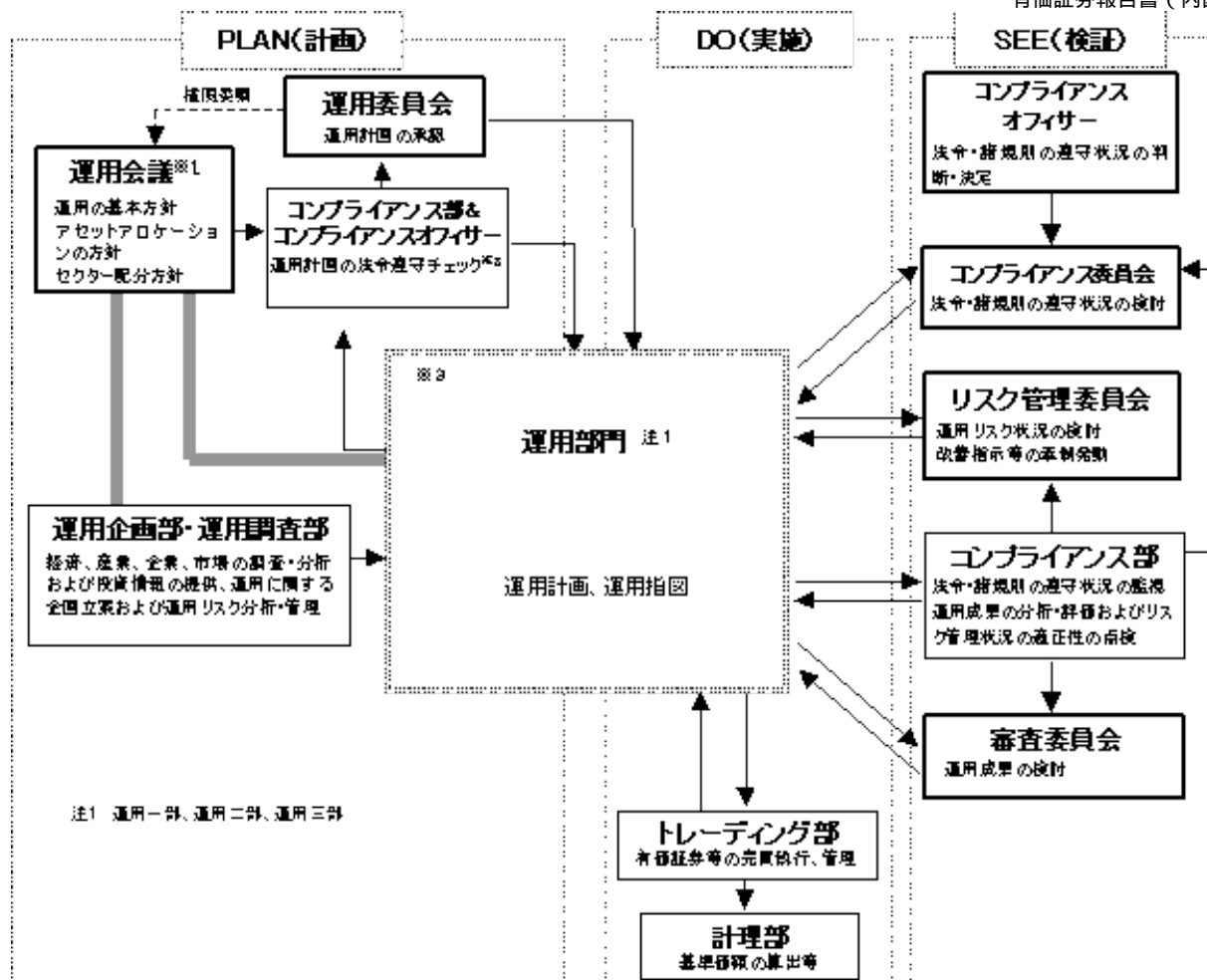
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年4月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	183	2,070,134
株式投資信託（合計）	154	1,640,420
単位型	2	7,470
追加型	152	1,632,950
公社債投資信託（合計）	29	429,713
単位型	2	934
追加型	27	428,779

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人保森会計事務所により監査を受け、また、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,283,840	5,375,054
有価証券	9,625,456	3,516,497
貯蔵品	7,563	4,913
前払金	29,862	24,431
前払費用	16,515	17,381
未収入金	574,913	4
未収委託者報酬	1,009,712	1,335,057
未収収益	6,983	33,303
繰延税金資産	35,449	138,637
その他	207	-
流動資産合計	15,590,505	10,445,281
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 37,992	2 24,796

器具・備品（純額）	2	40,940	2	38,095
リース資産（純額）	2	70,426	2	13,067
有形固定資産合計		149,359		75,959
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	121,230	3	73,596
無形固定資産合計		121,322		73,688
投資その他の資産				
投資有価証券		5,721,741		11,880,034
関係会社株式		77,100		77,100
長期貸付金		767		31
長期前払費用		1,816		1,113
長期未収入金		19,200		12,000
長期差入保証金		111,056		109,547
長期繰延税金資産		278,400		12,320
前払年金費用		485,705		467,715
長期性預金		-		500,000
その他		27,500		27,500
投資その他の資産合計		6,723,288		13,087,362
固定資産合計		6,993,969		13,237,010
資産合計		22,584,475		23,682,292

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,096	12,900
リース債務	31,681	23,125
未払金		
未払収益分配金	1,398	1,186
未払償還金	97,416	61,755
未払手数料	1 543,310	1 714,037
その他未払金	70,614	115,791
未払金合計	712,738	892,771
未払費用	1 66,054	1 71,575
未払法人税等	1,900	449,865
賞与引当金	112,600	164,600
役員賞与引当金	9,000	24,200
流動負債合計	947,072	1,639,036
固定負債		
長期リース債務	39,847	16,722
退職給付引当金	172,869	171,861
役員退職慰労引当金	54,958	66,958
執行役員退職慰労引当金	97,916	112,916
固定負債合計	365,592	368,458
負債合計	1,312,664	2,007,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		

別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計	14,491,097	14,502,612
自己株式	4,616	6,074
株主資本合計	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500,670	107,742
評価・換算差額等合計	500,670	107,742
純資産合計	21,271,810	21,674,796
負債純資産合計	22,584,475	23,682,292

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,887,702	10,140,218
その他営業収益	9,363	-
営業収益合計	9,897,065	10,140,218
営業費用		
支払手数料	1 5,837,722	1 5,826,460
広告宣伝費	205,698	187,354
公告費	2,786	4,179
調査費		
調査費	255,008	242,434
委託調査費	311,653	257,308
図書費	7,139	6,518
調査費合計	573,801	506,260
委託計算費	270,091	272,725
営業雑経費		
通信費	37,754	34,774
印刷費	167,544	163,737
協会費	10,002	8,276
諸会費	3,078	3,179
その他	15,547	16,843
営業雑経費合計	233,927	226,811
営業費用合計	7,124,027	7,023,791
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,015	2 91,000
給料・手当	1,068,065	1,065,538
賞与	131,482	152,422
給料合計	1,290,562	1,308,961
交際費	15,122	13,397
寄付金	6,228	5,017
旅費交通費	75,297	62,733
租税公課	54,854	35,175
不動産賃借料	193,402	195,056
賞与引当金繰入	112,600	164,600
役員賞与引当金繰入	9,000	24,200
役員退職慰労引当金繰入	26,791	26,583
退職給付費用	127,318	154,016
減価償却費	102,328	78,655

諸経費	379,150	331,667
一般管理費合計	2,392,656	2,400,064
営業利益	380,381	716,362

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	41,437	77,279
有価証券利息	55,679	74,885
受取利息	43,909	16,170
時効成立分配金・償還金	24,672	38,109
雑益	3,178	20,760
営業外収益合計	168,878	227,206
営業外費用		
支払利息	2,538	1,833
時効成立後支払分配金・償還金	29,547	4,940
雑損	1,457	1,979
営業外費用合計	33,543	8,753
経常利益	515,715	934,815
特別利益		
投資有価証券売却益	241,990	3,827
特別利益合計	241,990	3,827
特別損失		
固定資産除却損	3 599	3 335
投資有価証券売却損	3,180	3,060
投資有価証券評価損	7,890	-
過年度減価償却費	-	41,013
本社移転費用	-	24,575
特別損失合計	11,669	68,983
税引前当期純利益	746,036	869,659
法人税、住民税及び事業税	4 22,672	4 472,673
法人税等調整額	222,333	106,678
法人税等合計	245,005	365,994
当期純利益	501,030	503,664

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300

資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,060,933	2,012,604
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計		
前期末残高	15,539,426	14,491,097
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	14,491,097	14,502,612

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	4,616
当期変動額		
自己株式の取得	-	1,457
当期変動額合計	-	1,457
当期末残高	4,616	6,074
株主資本合計		
前期末残高	22,820,810	21,772,481
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457

当期変動額合計	1,048,328	10,057
当期末残高	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	372,224	500,670
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	872,894	392,928
当期末残高	500,670	107,742
純資産合計		
前期末残高	23,193,034	21,271,810
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	1,921,223	402,985
当期末残高	21,271,810	21,674,796

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産

	定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	同左
--	---	----

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 —————	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	————— (1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 —————	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 （会計方針の変更） 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
（棚卸資産の評価に関する会計基準） 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	—————

（リース取引に関する会計基準） 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）	—————
---	--------------

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
（貸借対照表） 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年 8月 7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。	—————

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）																								
1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="220 1480 571 1547"> <tr> <td>未払手数料</td><td>445,736千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,523千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="220 1608 571 1704"> <tr> <td>建物</td><td>77,409千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>332,202千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>31,652千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="220 1765 571 1798"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>131,057千円</td></tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円	器具備品	332,202千円	リース資産	31,652千円	ソフトウェア	131,057千円	1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="858 1480 1209 1547"> <tr> <td>未払手数料</td><td>563,753千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,732千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="858 1608 1209 1704"> <tr> <td>建物</td><td>78,630千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>333,552千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>89,011千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="858 1765 1209 1798"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>177,141千円</td></tr> </table>	未払手数料	563,753千円	未払費用	1,732千円	建物	78,630千円	器具備品	333,552千円	リース資産	89,011千円	ソフトウェア	177,141千円
未払手数料	445,736千円																								
未払費用	3,523千円																								
建物	77,409千円																								
器具備品	332,202千円																								
リース資産	31,652千円																								
ソフトウェア	131,057千円																								
未払手数料	563,753千円																								
未払費用	1,732千円																								
建物	78,630千円																								
器具備品	333,552千円																								
リース資産	89,011千円																								
ソフトウェア	177,141千円																								

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）				
1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="220 2101 571 2132"> <tr> <td>支払手数料</td><td>4,724,024千円</td></tr> </table>	支払手数料	4,724,024千円	1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="858 2101 1209 2132"> <tr> <td>支払手数料</td><td>4,620,554千円</td></tr> </table>	支払手数料	4,620,554千円
支払手数料	4,724,024千円				
支払手数料	4,620,554千円				

2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円 4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。	2. 役員報酬の範囲額 同左 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。
---	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	-	643

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他(器具備品)であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法 (3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得および処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券(債券、投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速や

かに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

２．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
２．その他有価証券 (1)非上場株式	310,728
(2)ＦＦＦ	500,952
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券 (1)国債・地方債等	301,581	-	-	-

(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
2. その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

当事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千 円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）及び当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランスタイプ）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	867,908	863,276
(2)年金資産（千円）	741,559	891,335
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)（千円）	126,349	28,058
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	563,607	367,470
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	124,422	99,674
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)（千円）	312,835	295,854
(7)前払年金費用（千円）	485,705	467,715
(8)退職給付引当金(6) - (7)（千円）	172,869	171,861

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	88,007	88,343
(2)利息費用（千円）	17,170	17,358
(3)期待運用収益（減算）（千円）	16,188	14,831
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	50,599	75,157
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	24,747	24,747
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	114,840	141,279
(7)その他（千円）（注2）	12,477	12,736
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	127,318	154,016

（注）1．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 27,666千円、当事業年度 24,086千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
-----------------------	-----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>145,222</u> 繰延税金資産合計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金費用 197,633 その他 <u>34,316</u> 繰延税金負債合計 <u>231,949</u> 繰延税金資産の純額 <u>313,849</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金損金算入限度超過額 76,822 減価償却費限度超過額 9,711 退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876 役員退職慰労引当金否認額 27,245 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 32,458 未払事業税否認 36,960 有価証券評価差額 73,917 その他 <u>49,290</u> 繰延税金資産小計 489,645 評価性引当額 <u>143,338</u> 繰延税金資産合計 <u>346,307</u> 繰延税金負債 前払年金費用 190,313 その他 <u>5,036</u> 繰延税金負債合計 <u>195,349</u> 繰延税金資産の純額 <u>150,957</u>
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 35,449 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400	(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 138,637 固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 1.75 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 住民税均等割等 0.51 税効果未認識差異 8.60 その他 <u>0.02</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注4）	科目	期末残高（千円）（注4）
親会社	新光証券株式会社（注1）	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.54 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー（注2） 債券等の現先取引（注2）	1,996,897 5,387,067	有価証券 短期貸付金	1,997,673 -

							当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注３）	4,724,024	未払手 数料	445,736
--	--	--	--	--	--	--	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
- ２．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ３．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ４．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 （千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２） ハウジングサービス料支払（注２）	46,584 17,184	その他未払金 その他未払金	4,076 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注１） 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注２）	1,099,573 4,620,554	短期貸付金 未払手数料	- 563,753

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親 会社を持 つ会社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 （注１）	148,802	長期差 入保証 金	99,186
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 （注２） ハウジングサー ビス料支払 （注２）	44,184 16,824	その他 未払金 その他 未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益金額 274円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式に係る純資産額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株式に係る当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

２．中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,437,877
有価証券	3,910,761
貯蔵品	2,544
未収委託者報酬	1,359,722
繰延税金資産	119,644
その他	173,002
流動資産合計	12,003,552
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	27,694
器具・備品（純額）	43,345
リース資産（純額）	7,536
有形固定資産合計	1 78,577
無形固定資産	
ソフトウェア	51,099
その他	91
無形固定資産合計	51,191
投資その他の資産	
投資有価証券	10,319,467
長期繰延税金資産	137,896
前払年金費用	445,234
長期性預金	300,000
その他	154,907
投資その他の資産合計	11,357,506
固定資産合計	11,487,274
資産合計	23,490,826

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	13,842
未払金	
未払収益分配金	1,049
未払償還金	53,261
未払手数料	728,493
その他未払金	67,136
未払金合計	849,940

未払法人税等	342,420
未払消費税等	48,621
賞与引当金	175,500
その他	96,508
流動負債合計	1,526,833
固定負債	
長期リース債務	9,856
退職給付引当金	168,308
役員退職慰労引当金	80,458
執行役員退職慰労引当金	112,416
固定負債合計	371,040
負債合計	1,897,874
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,120,438
利益剰余金合計	14,598,932
自己株式	6,074
株主資本合計	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	285,905
評価・換算差額等合計	285,905
純資産合計	21,592,952
負債純資産合計	23,490,826

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,337,326
運用受託報酬	619
営業収益合計	6,337,946
営業費用及び一般管理費	1 5,601,782
営業利益	736,164
営業外収益	
受取配当金	25,291
有価証券利息	29,179
受取利息	10,746
時効成立分配金・償還金	9,194
その他	4,031
営業外収益合計	78,443

営業外費用	
支払利息	608
時効成立後支払分配金・償還金	1,068
その他	19
営業外費用合計	1,696
経常利益	812,910
特別利益	
投資有価証券売却益	130,625
特別利益合計	130,625
特別損失	
固定資産除却損	6,108
特別損失合計	6,108
税引前中間純利益	937,426
法人税、住民税及び事業税	333,356
法人税等調整額	15,647
法人税等合計	349,003
中間純利益	588,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	12,118,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,024,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	2,120,438
利益剰余金合計	
前期末残高	14,502,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	14,598,932

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
自己株式	
前期末残高	6,074
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,074
株主資本合計	
前期末残高	21,782,538
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	107,742
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	178,163
当中間期末残高	285,905
純資産合計	
前期末残高	21,674,796

当中間期変動額

剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	81,843
当中間期末残高	21,592,952

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第51期中間会計期間
	（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法				
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="762 1108 1043 1189"> <tr> <td>建物</td><td>8～47年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2～20年</td></tr> </table> (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。	建物	8～47年	器具備品	2～20年
建物	8～47年				
器具備品	2～20年				

項 目	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
-----	--

3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
--

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第51期中間会計期間末 （平成22年9月30日）
1．有形固定資産の減価償却累計額	480,560千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1．減価償却実施額	有形固定資産 13,969千円 無形固定資産 22,964千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	643	-	-	643

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

（リース取引関係）

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。	
(2)リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	

（金融商品関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,437,877	6,437,877	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,932,057	4,959,590	27,532
その他有価証券	8,971,897	8,971,897	-
(3) 未収委託者報酬	1,359,722	1,359,722	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
----	----------------

非上場株式	326,273
-------	---------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

1．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,932,057	4,959,590	27,532
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,932,057	4,959,590	27,532
時価が中間貸借対照表計 上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,932,057	4,959,590	27,532

2．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	47,297	45,457	1,840
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,216,760	1,210,011	6,748
	その他	-	-	-
	(3)その他	709,928	659,901	50,027
	小計	1,973,985	1,915,369	58,616
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	503,950	504,057	107
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,493,961	7,034,523	540,561
	小計	6,997,911	7,538,580	540,669
合計		8,971,897	9,453,950	482,052

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,847円28銭
1株当たり中間純利益金額	322円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,592,952
普通株式に係る純資産額 (千円)	21,592,952
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,823
普通株式の自己株式数 (千株)	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	1,822

(注) 2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間純利益 (千円)	588,423
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	588,423
期中平均株式数 (千株)	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成23年4月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド（「投資顧問会社」）

a．資本金の額

平成23年4月末現在、300万ポンド

b．事業の内容

英国籍の法人であり、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務を営んでいます。

(3) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成23年4月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
三津井証券株式会社	558	同上
六和証券株式会社	204	同上
岡安証券株式会社	500	同上
新和証券株式会社	780	同上
西村証券株式会社	500	同上
かざか証券株式会社	3,000	同上
いちよし証券株式会社	14,577	同上
寿証券株式会社	305	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
黒川木徳証券株式会社	2,065	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
丸八証券株式会社	3,676	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
フィリップ証券株式会社	720	同上
野村證券株式会社	10,000	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対する助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
- (2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (3) 委託者は、寿証券株式会社の株式の1.2%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

< 再信託受託会社の概要 >

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成22年12月14日
	平成22年12月27日
有価証券報告書	平成22年12月14日
臨時報告書	平成22年 9 月27日
	平成22年12月24日

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 4 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成22年9月16日から平成23年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成23年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年10月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成22年3月16日から平成22年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成22年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)